

法第4条第1項第3号について

計画名	法律に基づく計画か (法律に基づく計画である○、でない ×)	違背しているか (している○、していない×、該当なし —)
港湾法に基づく港湾計画	○	—
都市計画法に基づく都市計画	○	×
公害対策法(環境基本法)に基づく公害防止計画	○	—
「生物多様性国家戦略2012-2020」	○	×
「沖縄県土地利用基本計画」	○	×
「第4次沖縄県国土利用計画」(平成21年3月31日)	○	×
「生物多様性おきなわ戦略」	○	×
「自然環境の保全に関する指針」	×	—
「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」	○	×
「第4次名護市総合計画」(平成21年3月)	○	×
「名護市景観計画」(平成25年3月)	○	×
名護市都市計画マスターplan	○	×
名護市土地利用調整基本計画	×	—
名護市観光振興基本計画	×	—

※宜野座村景観むらづくり計画については、当事業区域は名護市東海岸辺野古に位置しており、近隣村の計画が直接及ばないと考えられるため審査の対象とはしなかった。

なお、環境保全に関し講じる措置を記載した図書「6.20景観」では、宜野座村内の主要な眺望景観の状況は、施設等の存在及び供用によって現況と大きな違いはないと評価している。

「知事意見・環境生活部長意見及び事業者見解」比較表

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する知事意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目 番号	事業者見解	項目 番号	事業者見解	項目 番号	見解に対する確認 2次回答
1 調査・予測・評価の手法について	H24.2.20	H24.12.18	項目 不適切事項 H24.3.27	項目 環境部生活部長意見の不明な点 番号 H25.11.29	項目 見解に対する確認 番号 H25.12.10
(3) 国又は地方公共団体の環境保全施設区域閾値について、当該事業実施区域閾値及びその周辺に自然環境の保全に関する指針(沖縄島嶼編)に係る検討に係る検討において、「自然環境の保全に関する指針(沖縄島嶼編)」において、海城については、「自然環境の整正な保護を図る区域」環境配慮指針及び「環境別環境保全指針」に記載されている環境保全の基準又は目標との整合性について評価を行つており、埋立土砂発生区域の大半の区域について評価を行つており、事業者として実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を講じることとしていることからも、県の環境保全指針を前提とした上で、環境保全施設との整合性が図られているとの評価は適切でない。	(2) 国又は地方公共団体の環境保全施設区域閾値について、当該事業実施区域閾値及びその周辺に自然環境の保全に関する指針(沖縄島嶼編)において、「自然環境の保全に関する指針(沖縄島嶼編)」において、海城については、「自然環境の整正な保護を図る区域」環境配慮指針及び「環境別環境保全指針」に記載されている環境保全の基準又は目標との整合性について評価を行つており、埋立土砂発生区域の大半の区域について評価を行つており、事業者として実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を講じることとしていることからも、県の環境保全指針を前提とした上で、環境保全施設との整合性が図られているとの評価は適切でない。	1 環境保全施設との整合性について	本事業に対する免許権者意見第2-2-(2)等において、当該事業実施区域及びその周辺の実施が、自然環境の保全に関する指針(沖縄島嶼編)における評価を反映する指針(自然環境の厳正な保護を図るため、沿岸域については、埋立土砂発生区域の大部の区域については、ランクIと評価されていることとの整合性は適切でない」と指摘したことに対し、「自然環境保全指針」においては、「自然環境の整正な保護を図る区域」環境配慮指針及び「環境別環境保全指針」等を環境保全措置を講じることとしていることからも、県の環境保全指針を前提とした上で、具体的にどう評価したのか示されしていない。	1 環境部生活部長意見の不明な点 番号 H25.11.29	H25.12.12
2 調査・予測・評価について	H24.3.27	H24.12.18	項目 不適切事項 H24.3.27	項目 環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法について	項目 見解に対する確認 番号 H25.12.10
(3) 国又は地方公共団体の環境保全施設区域閾値について、当該事業実施区域閾値及びその周辺に自然環境の保全に関する指針(沖縄島嶼編)において、「自然環境の保全に関する指針(沖縄島嶼編)」において、海城については、「自然環境の整正な保護を図る区域」環境配慮指針及び「環境別環境保全指針」に記載されている環境保全の基準又は目標との整合性について評価を行つており、埋立土砂発生区域の大半の区域について評価を行つており、事業者として実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を講じることとしていることからも、県の環境保全指針を前提とした上で、環境保全施設との整合性が図られているとの評価は適切でない。	(2) 国又は地方公共団体の環境保全施設区域閾値について、当該事業実施区域閾値及びその周辺に自然環境の保全に関する指針(沖縄島嶼編)において、「自然環境の保全に関する指針(沖縄島嶼編)」において、海城については、「自然環境の整正な保護を図る区域」環境配慮指針及び「環境別環境保全指針」に記載されている環境保全の基準又は目標との整合性について評価を行つており、埋立土砂発生区域の大半の区域について評価を行つており、事業者として実行可能な範囲で最大限の環境保全措置を講じることとしていることからも、県の環境保全指針を前提とした上で、環境保全施設との整合性が図られているとの評価は適切でない。	1 環境保全施設との整合性について	本事業に対する免許権者意見第2-2-(2)等において、当該事業実施区域及びその周辺の実施が、自然環境の保全に関する指針(沖縄島嶼編)における評価を反映する指針(自然環境の厳正な保護を図るため、沿岸域については、埋立土砂発生区域の大部の区域については、ランクIと評価されていることとの整合性は適切でない」と指摘したことに対し、「自然環境保全指針」においては、「自然環境の整正な保護を図る区域」環境配慮指針及び「環境別環境保全指針」等を環境保全措置を講じることとしていることからも、県の環境保全指針を前提とした上で、具体的にどう評価したのか示されていない。	1 環境部生活部長意見の不明な点 番号 H25.11.29	H25.12.12

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解	
項目	番号	事業者見解	見解に対する確認及び2次回答
(2)	H24.2.20	通常、米軍の飛行場には弾薬納入作業を行なうと陸上への支障を来すとしているが、現在の着天間飛行場では、その対応を示されておらず、運用上の支障を来すとする根拠が不明である。	(2) 空港法に基づく飛行場の場合、事業者見解 H24.3.27 番号 H24.3.27 事業者見解 H24.3.27 番号 H24.3.27 空港法に基づく飛行場の場合は、運送路長及びオーバーラン長については、環境影響評価書施設構造及び配管等の必要性や施設等に基づいては、飛行場施設の構造基本計画に基づいて改めて検討した結果、本事業における清走機等により改めて決定されるが、本事業における清走機等における清走機路長、オーバーラン長、その他開拓路長は300mとし、滑走路計画にかかる必要規制及び配管計画について、基準等の根拠が示されていない。里立面積については、環境の保全の見地から必要最小限の改築面積となるよう可能な限り回避、低減が図られているが、この範囲でなければならぬことから、その根拠となる基準等について具体的かつ適切に示す必要がある。
(3)	H24.12.18	通常、米軍の飛行場には弾薬納入作業を行なうと陸上への支障を来すとする根拠が不明である。	(3) 事業実施区域周辺及び飛行経路上における乱気流の影響について記載した。これは、その発生状況や特徴などを把握するため、3年間の観測結果を記載しています。 事業者見解 H25.11.29 番号 H25.11.29 事業者見解 H25.11.29 番号 H25.11.29 空港法に基づく飛行場の場合は、運送路長及びオーバーラン長については、環境影響評価書施設構造及び配管等の必要性や施設等に基づいては、飛行場施設の構造基本計画に基づいて改めて決定した結果、本事業における清走機等により改めて決定されるが、本事業における清走機等における清走機路長、オーバーラン長、その他開拓路長は300mとし、滑走路計画にかかる必要規制及び配管計画について、基準等の根拠が示されていない。里立面積については、環境の保全の見地から必要最小限の改築面積となるよう可能な限り回避、低減が図られているが、この範囲でなければならぬことから、その根拠となる基準等について具体的かつ適切に示す必要がある。
(3)	H25.12.10	係船機能付護岸については、陸路での輸送が不可能であるとする理由が不明である。	(3) 事業実施区域周辺及び飛行経路上における乱気流の影響について記載した。これは、その発生状況や特徴などを把握するため、3年間の観測結果を記載しています。 事業者見解 H25.12.12 番号 H25.12.12 事業者見解 H25.12.12 番号 H25.12.12 空港法に基づく飛行場の場合は、運送路長及びオーバーラン長については、環境影響評価書施設構造及び配管等の必要性や施設等に基づいては、飛行場施設の構造基本計画に基づいて改めて決定した結果、本事業における清走機等により改めて決定されるが、本事業における清走機等における清走機路長、オーバーラン長、その他開拓路長は300mとし、滑走路計画にかかる必要規制及び配管計画について、基準等の根拠が示されていない。里立面積については、環境の保全の見地から必要最小限の改築面積となるよう可能な限り回避、低減が図られているが、この範囲でなければならぬことから、その根拠となる基準等について具体的かつ適切に示す必要がある。

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解	
項目	不適切事項	事業者見解	事業者見解
項目	番号	H24.12.18	H24.3.27
(4)	修理に必要な部品を代替施設に運び、そこで修理をすることが、ついで検討の経緯が不明である。	普天間飛行場代替施設においては、補給処レベルでの修理を行うことには、飛行場事業を行うことができないため、故障した航空機を修理が可能な施設まで運ぶことになります。	当該事業においては、埋立事業と飛行場事業が不離一体での事業であることを示す航空機の使用を予定する航空機の種類がオスプレイとCH-46ではなく同じ大きさで、定員もほぼ同じであるが、全長、全幅及び金額が異なることから、格納庫などの施設の配置や大きさ、形状の変更が必要になることにも想定され、それに伴つて、埋立事業に係る環境影響評価において最も重要な環境情報である埋立面積の変更や、施設の配置・規模、排水の放流水位置の変更などが生じると考えます。埋立事業の場合、埋立てに伴う環境影響を可能な限り低減する観点から、埋立面積及び関連施設の面積を必要最小限にする必要があるが、埋立面積に関する規定を設ける必要がありますが、埋立面積に関する規制の適用範囲は、平面図、構造図等やオーバレイに機種が変更されても施設等に変更がない理由を示す必要がある。
(5)	オスプレイへの機種の変更について	オーバーランの長さについて は、米側は、従前面積100mの長さで安全を確保できると考えており、米国政府内において安全性に係る詳細な検討を行った結果、過走帯オーバーラン帶の長さについ、た承認が得られなかつたことが、専門家による検討等、米側基準を踏まえ、オーバーランの長さを両端300mにする必要があるとした結論に至つたと説明していることだから、この検討の結果を、オスプレイの具体的な配備計画、飛行経路の変更性と併せて示されなければならない。	CH-46の後継機であるMV-22は、平成23年6月21日の日米安全保障協議委員会で決定されたMV-22の滑走路の位置で運用可能であり、変更する必要はない旨米側から聞いています。ただし、滑走路長及びオーバーラン長については、環境影響評価書2.2.3(c)にあるとおり、米側の航空機の安全性について米側の基準等により改めて検討した結果、オーバーランを100mから300mに変更し、滑走路を1,200mに変更しました。

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		環境影響評価書(埋立事業)に対する知事意見及び事業者見解	
項目 不適切事項		項目 不適切事項	
項目番号	事業者見解	項目番号	事業者見解
(6)	代替施設における各施設(発機、エンジンテストセッテ、ヘリパッド、工場岸、滑走路、燃料供給施設、燃料運搬船、燃料供給施設等)の供用に係る予測する具体的な運用内容(運航時間帯を含む)が不明である。	(6)	滑走路の長さが1,600mから1,200mに短縮されたことにより、滑走路の運用の細部(滑走路を延長されることは、米軍の運用によるものであり、具体的に示すことが困難です。
(7)	燃料漏れが生じた場合の対策が、第7章の環境保全措置に記載された対策も不十分であることから、使用する燃料の種類を明らかにし、流出場所ごとの対策を示す必要がある。	(7)	燃料漏れが生じた場合の対策が、第7章の環境保全措置に記載された対策も不十分であることから、使用する燃料の種類を明らかにし、流出場所ごとの対策を示す必要がある。
ア	「万が一、燃料漏れが生じた場合は、海上にオイルフーンクを即座に張り抵触を防止する」としているが、通常、船舶からの燃料の際は、オイルフーンクを周囲に張りめて油漏れを防ぐものである。また、その監視体制を示されておらず、港内に合づわない。また、その監視体制を備えておらず、港内に合づわらない場合は、吸着マットを防止できることを確実にするための取扱いを行つ」としているが、燃料の種類によつては、吸着マットでは回収できない場合があり、対策が不十分である。	ア	燃料漏れが生じた場合は、海上にオイルフーンクを即座に張り抵触を防止する」としているが、通常、船舶からの燃料の際は、オイルフーンクを周囲に張りめて油漏れを防ぐものである。また、その監視体制を示されておらず、港内に合づわらない場合は、吸着マットを防止できることを確実にするための取扱いを行つ」としているが、燃料の種類によつては、吸着マットでは回収できない場合があり、対策が不十分である。
イ	「海塙へ流出した場合、吸取りを行う」としているが、燃料の種類によつては、吸着マットでは回収できない場合があり、対策が不十分である。	イ	燃料漏れが生じた場合は、海上にオイルフーンクを即座に張り抵触を防止する」としているが、通常、船舶からの燃料の際は、オイルフーンクを周囲に張りめて油漏れを防ぐものである。また、その監視体制を示されておらず、港内に合づわらない場合は、吸着マットを防止できることを確実にするための取扱いを行つ」としているが、燃料の種類によつては、吸着マットでは回収できない場合があり、対策が不十分である。
ウ	燃料貯蔵施設等を地中に設置するか否か、そこから漏出した場合の処理方法、土壤汚染防止対策等が不明である。	ウ	燃料貯蔵施設は地上式鋼製タンクの予定であり、消防法における屋外タンク貯蔵所の基準及び米側基準のうち、厳しい基準に基づき設置します。また、万が一の燃料漏れの早期発見への対応については、上記に示す基準に基づき漏油検知装置等を設置します。

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		環境影響評価書(埋立事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目 番号	不適切事項 番号	事業者見解	事業者見解	項目 番号	環境生活部長意見の不明な点	事業者見解	項目 番号
工	H24.2.20	燃料漏れが生じた場合の対策、燃料漏れが生じた場合は米軍です。	不適切事項 番号	H24.12.18	事業者見解	H24.3.27	見解に対する確認 2次回答
(8)		燃科漏れが生じた場合は事業者が、米軍に周知すれば、米軍が現地保全措置を実施するよう十分調整を行い、萬が一、米軍が必要とすると米軍に要請を行うなど、運営保全に向けた取り組みを実施していきます。					
(9)		消防訓練施設においては、水を用いて消火訓練を行うとしているが、航空機等が火災になつた際には、消防剤を用いて消火することがないのかが不明である。	不適切事項 番号	H24.12.18	事業者見解	H24.12.18	見解に対する確認 2次回答
		給排水計画の各水量の算出根拠を示す必要がある。また、準備書類では「認可申請書」に記載する洗浄施設における処理水を再利用することを指記しました。50%とした根拠は他の施設での再利用率が概ね50%であることに基づいています。					
		また、給排水計画については、「認可申請書」に記載がない。さらに、50%の処理水を再利用するとしている根拠も不明である。					
		また、給排水計画において、「沖縄県企業局において、国道329号線に送水管布設の工事が進められており、将来は、沖縄県企業局からの供給を受けることになります」としているが、企業局において当該地区での工事は実施されていないこと、同局は水道用水供給事業者で直接給水することはできないことから、当該記述は適正でない。					

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		環境影響評価書(埋立事業)に対する知事意見及び事業者見解	
項目	不適切事項	事業者見解	事業者見解
(10)	運河に排水が行われるよう「米軍」に対してマニュアル等を作成し、洗浄水の性状(用いる洗剤、溶剂の種類及び成分)が不明であることがから、適切に処理できることを規定する根拠が乏しい。	駆逐機西側に設置する洗浄施設において、洗浄に使用する洗剤、溶剤は、主にMIL-PRF-85570防衛省仕様書、軸受機用液体洗浄剤2種、MIL-PRF-85570に準拠した5種の相当であり、弱アルカリ性洗剤(pHは7.0から10.0)に分類されます。	は、通常の汚水処理では処理できない成分として、「排水基準を定める命令(昭和四十六年六月二十一日総理府令第三十二第五号別表第一及び別表第二第五号別表系)」により規定されている許容限度を超える可能性のある成分を記載し、その処理フロー及び計画を示す。汚水質を示したところであり、現段階において詳細まで把握することは困難です。
(11)	洗浄排水の飛沫対策が検討されていない。	洗浄施設の位置が辺野古集落や最も近い海際と離れていたことから、現段階では、飛沫水の対策は不要と考えています。	飛沫水は設定していませんが、航空機を洗浄するために真水を噴射するスプレーノズル仕様(ノズルタイプ、各ノズルの噴射角、後の実施設計において検討する設計における飛沫水の詳細については、辺野古集落等に対する環境影響について検討するものとし、環境影響が認められる場合は、その原因となる事象(風向き、風向きの頻度等)を確認した上で、適切な環境保全措置を講じます。

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解	
項目	不適切事項	事業者見解	事業者見解
			見解に対する確認及び2次回答
			見解に対する確認 番号 H25.12.12

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目	不適切事項 番号	事業者見解 番号	事業者見解 番号	項目	環境生活部長意見の不明な点 事業者見解 番号
(12)	埋立土砂発生区域における緑化計画について、陸域植物に対する環境影響評価の結果をどのように考慮したのか不明である。	H24.12.18 H24.12.20	H24.12.18 H24.12.27	H24.12.18 H25.11.29	項目 環境生活部長意見の不明な点 事業者見解 番号
(13)	供用後の廃棄物処理について、供用後の廃棄物処理では、「供用後に記載したとおりで、評価書に記載したとおりで、評価書に記載したとおりとし、廃棄物に係る環境影響評価の結果は示されない。それを廃棄物処理計画が不明である。「不燃ゴミ等の廃棄物について、リサイクルを行なうなど可能な限り排出量を削減するよう、米軍に周知する」としているが、その実効性が不明である。	H24.12.18 H24.12.27	H24.12.18 H25.11.29	H25.11.29 H25.12.10	項目 環境生活部長意見の不明な点 事業者見解 番号
(14)	施設の供用時における交通量予測において、総交通量が不明である。				項目 環境生活部長意見の不明な点 事業者見解 番号
(15)	係船機能付護岸について、波浪条件からの剥離が示されておらず、その運用の可否が不明であり。設置の必要性に護岸がある。また、仮に係船機能付護岸の使用に当たり、外郭施設の設置等が行われた場合、自然環境に及ぼす影響は一層深刻なものとなる。				項目 環境生活部長意見の不明な点 事業者見解 番号
(16)	代替施設内のヘリパッド、特に集落に近いヘリパッドの位置について、事業者は、「必要に応じ、光機と調整してまいります」と見解を示しているが、評価書が作成されるまでの2年間に二回間隔で検討会合等も開かれていたが、どのような調整がなされたのか、その具体的な調査結果が不明である。				項目 環境生活部長意見の不明な点 事業者見解 番号

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解	
項目	不適切事項	事業者見解	環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解
(1)	環境保全措置についての検証については、具体的な内容・過程について具体的に示され、記載してない。	環境保全措置についての検証については、具体的な内容・過程について出来る限り記載しました。	本代替施設建設事業に関する事業者後調査については、「米軍が供用後の管理である」ことについて、各事業者が行うこととしています。
21	環境保全措置について	第3 環境要素毎の予測・評価 環境保全措置について	第4 事後調査について
(7)	環境保全措置の一覧について、「供用後の管理である」ことについて、各事業者が行うこととしています。	本代替施設建設事業に関する事業者後調査については、「米軍が供用後の管理である」ことについて、各事業者が行うこととしています。	前文でも述べたように、事業実施段階においては、平成18年5月の「再編実施のため地盤であり、生活環境保全上の問題ではない地域では本来静かな日光のロードマップ」に記されているどおり、米国政府は、戦闘機を運用する計画を有しており、おらず、また、滑走路が短く大型固定翼機の運用も予定されていません。
21	環境保全措置について	項目 不適切事項 番号 H24.12.18 番号 H24.12.18	項目 不適切事項 番号 H24.3.27 番号 H24.12.18
項目	環境生活部長意見	事業者見解	項目 環境生活部長意見の不明な点 番号 H25.1.129 番号 H25.1.120
項目	環境保全措置について	3 供用後の環境保全措置について	3 供用後の環境保全措置について
(8)	陸上動植物の移動及び植物の移植について、類似環境への移動、移植であることが、移動、移植における個体密度の変化、重量等が後述されないのであることは、移動、移植を行い、移動及び移植効率を算定した上で運営していくこととしている。また、移動時及び移植時は路圧の影響がないよう努めることを記載しました。	陸上動植物の移動及び植物の移植では、移動及び移植先の路地を行い、移動及び移植効率を算定した上で運営していくこととしている。その結果、移動及び移植による個体密度の変化、重量等が後述されないのであることは、移動、移植を行い、移動及び移植効率を算定した上で運営していくこととしています。	「まだ、供用後の航空機騒音について、飛行機騒音を把握するためには、騒音測定を実施し、その結果に基づいて適切な対策を講じることとなります。」と、その結果による環境保全措置の効果が示されています。
(2)	動物の移動及び植物の移植に伴う影響については、類似環境への移動、移植であることが、移動、移植における個体密度の変化、重量等が後述されないのであることは、移動、移植を行い、移動及び移植効率を算定した上で運営していくこととしている。また、移動時及び移植時は路圧の影響がないよう努めることを記載しました。	動物の移動及び植物の移植に伴う影響については、類似環境への移動、移植であることが、移動、移植における個体密度の変化、重量等が後述されないのであることは、移動、移植を行い、移動及び移植効率を算定した上で運営していくこととしている。また、移動時及び移植時は路圧の影響がないよう努めることを記載しました。	「まだ、供用後の航空機騒音について、飛行機騒音を把握するためには、騒音測定を実施し、その結果による環境保全措置の効果が示されます。」と、その結果による環境保全措置の効果が示されています。

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		環境影響評価書(埋立事業)に対する知事意見及び事業者見解	
項目 番号	不適切事項	事業者見解	事業者見解
項目 番号	不適切事項 番号	事業者見解 番号	事業者見解 番号
(3)	「航空機騒音・低周波音」に対する措置は、滑走路をV字型にすることにより、回転翼機や固定翼機の訓練等で日常的に使用する場所経路を集落から離れた海上に設定することことで、あらかじめ航空機騒音の低減を図ることとしています。「航空機騒音に対する措置等の他の措置も検討されています。防音工事は、供用後、環境監視調査として騒音測定を実施することとしています。防音工事については、その結果を踏まえ、法令に従い、適切に対応します。」との見解を示しているが、防音工事以外の措置は不明である。	滑走路をV字型にすることにより、回転翼機や固定翼機の訓練等で日常的に使用する場所経路を集落から離れた海上に設定することことで、あらかじめ航空機騒音の低減を図ることとしています。「航空機騒音に対する措置等の他の措置も検討されています。防音工事は、供用後、環境監視調査として騒音測定を実施することとしています。防音工事については、その結果を踏まえ、法令に従い、適切に対応します。」との見解を示しているが、防音工事以外の措置は不明である。	滑走路をV字型にすることにより、回転翼機や固定翼機の訓練等で日常的に使用する場所経路を集落から離れた海上に設定することことで、あらかじめ航空機騒音の低減を図ることとしています。「航空機騒音に対する措置等の他の措置も検討されています。防音工事は、供用後、環境監視調査として騒音測定を実施することとしています。防音工事については、その結果を踏まえ、法令に従い、適切に対応します。」との見解を示しているが、防音工事以外の措置は不明である。
(4)	米軍への「周知を図る」としている環境保全措置については、その実効性が不明である。	米軍への周知を図るとしている環境保全措置については、その実効性が不明である。	米軍への周知を図つては、米軍が環境保全措置を理解し実施するよう十分調整を行ない、万が一、米軍が要請に応じない場合は、米軍に要請を行うなど、とてを試してきました。(p.6-5-68 参照)防音工事以外の措置については、21(4)に示すところです。

飛行場事業に対する知事意見及び事業環境影響評価書(自体監査)

環境影響評価書(埋立事業)に対する知事意見及び事業者見解にに対する確認及び2次回答

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者意見		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解	
項目	不適切事項	事業者見解	事業者見解
(3)	「調査に係る報告書等の成果品について、研究等への活用や般への閲覧に対応する」としていはるが、具体的な閲覧の方法等が不明である。	(3) 水象・漂砂量・海藻草類について、台風による環境状況の変化に対し、「そのような変化を踏まえて調査時期や調査頻度を設定して現地調査を行い、予測を行っていまだの見解を示しているが、現地調査を実施した年には台風の襲来はなかった。また、埋立地が存在することにより、台風による自然環境の擾乱状況が変化したことによる変化を踏まえて現地調査を実施するため、現況において台風による変化を踏まえた「予測を行わないと考えています。	現地調査を実施した平成20年は、台風13号及び15号が南西諸島周辺を通して当該海域を含んだ時期の高波浪や地形変化を記録しており、台風期を含めた34年間の中城灘の波浪統計をもとに、数年に1回程度発生するレベルの高波浪条件を設定して現地調査を行っていまだの見解を示しているが、現地調査を実施するため、現況において台風による変化を踏まえた「予測を行わないと考えています。
(4)	台風による環境状況の変化も対し、「そのような変化を踏まえて調査時期や調査頻度を設定して現地調査を行い、年間を通してさまざまな自然条件下における生物の生息・生育現況の把握を的確に行い、予測を行っていまだの見解を示しているが、現地調査を実施した年には台風の襲来はなかった。また、埋立地が存在することにより、台風による自然環境の擾乱状況が変化することによる変化を踏まえた「予測を行わないと考えています。	(4) 現地調査を実施した平成20年は、台風13号が南西諸島周辺を通過し当該海域を含んだ時期の高波浪や地形変化を記録しており、台風期を含んだ時期の高波浪や地形変化を記録しては、台風の変化により大きな影響を受けます。また、予測によって現地調査を行い、年間を通してさまざまな自然条件下における生物の生息・生育現況の把握を的確に行い、予測を行っていまだの見解を示しているが、現地調査を実施するため、現況において台風による変化を踏まえた「予測を行わないと考えています。	生態系の調査結果において、「多様な生物相を有する」としているが、予測にこのことがどのように反映されているか明らかにする必要があります。また、海域生態系については、同様の表現は見られないことから、対応していないと考えられる。
(5)	陸域生態系の調査結果において、「多様な生物相を有する」としているが、予測にこのことがどのように反映されているかが不明である。また、海域生態系については、同様の表現は見られないことから、対応していないと考えられ、問題がある。	生態系に關しては、陸域生態系においては、陸域生態系とともに、多様な生物相を有する地域であることを踏まえて、基盤環境や生物群集等の変化について予測評価を行っています。また、インベントリー調査によれば、当該海域における生物相が多種多様であることが示されており、それらの種が基盤環境である海浜、干潟、サンゴ礁等の多様な類型区分に応じて生育・生息していることを示しています。	生態系に關しては、陸域生態系においては、陸域生態系とともに、多様な生物相を有する地域であることを踏まえて、基盤環境や生物群集等の変化について予測評価を行っています。また、インベントリー調査によれば、当該海域における生物相が多種多様であることが示されており、それらの種が基盤環境である海浜、干潟、サンゴ礁等の多様な類型区分に応じて生育・生息していることを示しています。

環境影響評価書(航行場事業)に対する知事意見及び事業者見解

項目 番号		事業者見解		環境影響評価書(航行場事業)に対する知事意見及び事業者見解	
項目 番号	不適切事項	事業者見解	番号	項目 番号	事業者見解
(12)	埋立土砂発生区域における緑化計画について、陸海権物に対する環境影響評価の結果をどのように考慮したのか不明である。	埋立土砂発生区域の緑化計画について、陸海権物に対する環境影響評価の結果をどのように考慮したのか不明である。	H24.12.18	2	埋立土砂について
(6)	埋立土砂発生区域の運定理由について、「着天間飛行場の移設・返還を一目で早く実現するため…大量・急速な埋立工事を行うことが必要」と航行権施設を申請した結果、出来るだけ早期に着手しなければならないと判断」としているが、当該区域は、マント群落を除くとも、海岸線や保全を図る区域（ランクII）である。代替施設を含むエリアである埋立区域①-1及び埋立区域①-2のうち、埋立区域①-1に限定して埋立を計画することとし、採取土砂量及び改変面積の縮小を計っています。	埋立土砂発生区域の運定理由については、方法書からも記載しているところですが、その詳細を以下に示します。 ①計画工程からの必要性すべての埋立土砂を海上輸入方式で譲渡した場合、陸域と海上にかかる同時埋立ができないため、計画工程が約5ヶ月遅れることになります。したがって、早急に埋立てが必要な飛行権支障施設及び燃料施設を含むエリアである埋立区域①-1及び埋立区域①-2のうち、埋立区域①-1に限定して埋立を計画することとし、採取土砂量及び改変面積の縮小を計っています。 また、刃野古ダム湖周辺の採取土砂は、埋立材料として運している土質特性を有しておらず、燃料施設等の重要施設が建設される埋立地盤の地盤改良が必要となり、異なる計画工程の選択が防げると考えています。	H24.3.27	5	埋立土砂発生区域について
		埋立土砂発生区域においては、方法書によると、林縁部による乾燥化を防止するため、林縁部にマント群落・ソテ群落の形成を図ることと、冬季乾燥した季節風の影響を可能な限り抑止することができる。 また、同意見第3-15-(4)-キにおいて指摘した雨邊海岸で特徴的な湿地性のリュウキュウマツ群落が再生されるかも不明である。	H24.1.18		
		また、刃野古ダム湖周辺に分類されるリュウキュウマツの二次林に分類されると判断しており、環境保全図書第6章6.1.8(陸域植物)にも記載しているとおり、アドバイザー(専門家)の意見を踏まえ、人命的影響を受けた状況であり、リュウキュウマツの二次林が採取後には、環境で多産する種を移植します。選定種は、イシコ、シンビンケイ、コバノモチ、ヒメズリハ、タブノキ、クチナシ、タイミニンタチバナ、アツクサが、広範囲に分布するリュウキュウマツも種子が風散布により栄養及び生育するものと考えています。	H25.1.29		
		見解に対する確認及び2次回答			
		該当なし			

事業評価(影響評価書)に対する意見及び事業

環境影響評価書(埋立事業)に対する知事意見及び事業者意見						
環境影響評価書(埋立事業)に対する知事意見及び事業者意見			見解に對する確認及び2次回答			
項目番号	不適切事項	事業者意見	項目番号	不適切事項	事業者見解	
第3 環境要件毎の予測評価・環境保全措置について	H24.2.20	H24.12.18	(7)	埋立土砂発生区域から埋立土砂を採取する調査が土砂供給者の事情や沿革条件に左右される恐れがあり…、「埋立土砂発生区域でできる限り砂利等の土砂を供給する工事工程及び工具調査計画を踏まえて、現況の植生区分を修正すること」の知事意見に対し、「現況の植生区分に沿った内容であるものと認識している」との見解を示して修正している。	埋立土砂発生区域については、計画工程上から土砂採取入る必要であること、短期間で相当量の土砂搬出(日平均約1.1万m ³ /日、ピーク時約1.5万m ³ /日)による一般交通の安全性確保及び周辺地盤の環境負荷低減へ配慮する必要があることから、埋立土砂発生区域の立地条件を踏まえて、アドバイザーの意見を踏まえて結果から、人作為影響を受けた(偏向遷移)状況であるため植生上は原発記のリュウキュウマツの二次林の分類によるとの見解を記載しました。(p.6-18-10参照)	埋立事業に対する免責権者宣言書第6章6.1子調の表1-3参考する埋立工砂発生区域の実効性は確実に保証されるものと考えています。また、工事着手前に現地踏査を行い、具体的な場所を法定化しておらず、平成25年1月8日付けの土木連絡部及び林水産部から事業者に行つて、「埋立区域を土砂採取場等として、ダム湖周辺を土砂搬出場等とするため、土砂搬出を計画しています。しかし、土砂発生区域の立地条件を踏ましてしたベルコンペアによる土砂搬出を計画しています。また、埋立土砂発生区域の採用が実効性及び緑化計画の妥当性が不明であることを考慮して、事後調査を実施し、適切に対応することとしています。
第3 環境要件毎の予測評価・環境保全措置について	H24.2.20	H24.12.18	(7)	埋立土砂発生区域から埋立土砂を採取する調査が土砂供給者の事情や沿革条件に左右される恐れがあり…、「埋立土砂発生区域でできる限り砂利等の土砂を供給する工事工程及び工具調査計画を踏まえて、現況の植生区分を修正すること」の知事意見に対し、「現況の植生区分に沿った内容であるものと認識している」との見解を示して修正している。	埋立事業に対する免責権者宣言書第6章6.1子調の表1-3参考する埋立工砂発生区域の実効性は確実に保証されるものと考えています。また、工事着手前に現地踏査を行い、具体的な場所を法定化しておらず、平成25年1月8日付けの土木連絡部及び林水産部から事業者に行つて、「埋立区域を土砂採取場等として、ダム湖周辺を土砂搬出場等とするため、土砂搬出を計画しています。しかし、土砂発生区域の立地条件を踏ましてしたベルコンペアによる土砂搬出を計画しています。また、埋立土砂発生区域の採用が実効性及び緑化計画の妥当性が不明であることを考慮して、事後調査を実施し、適切に対応することとしています。	埋立事業に対する免責権者宣言書第6章6.1子調の表1-3参考する埋立工砂発生区域の実効性は確実に保証されるものと考えています。また、工事着手前に現地踏査を行い、具体的な場所を法定化しておらず、平成25年1月8日付けの土木連絡部及び林水産部から事業者に行つて、「埋立区域を土砂採取場等として、ダム湖周辺を土砂搬出場等とするため、土砂搬出を計画しています。しかし、土砂発生区域の立地条件を踏ましてしたベルコンペアによる土砂搬出を計画しています。また、埋立土砂発生区域の採用が実効性及び緑化計画の妥当性が不明であることを考慮して、事後調査を実施し、適切に対応することとしています。
第3 環境要件毎の予測評価・環境保全措置について	H24.2.20	H24.12.18	(8)	埋立土砂発生区域から採取する埋立土砂について、ベルコンペアの構造及び現地等を記載しました。(p.2-124参照)	建設陸士の受け入れも検討するが、ベルコンペアの構造及び現地等を記載しました。(p.2-124参照)	建設陸士の受け入れも検討するが、県内の公共事業等にに基づく建設陸士の利用について調査し、埋立工砂発生区域からの現地から可なり組みしているものと認識している。本事業においても、建設陸士等については優先して使用していく予測評価項目に對しても適切に示す必要がある。
第3 環境要件毎の予測評価・環境保全措置について	H24.2.20	H24.12.18	(9)	建設陸士の受け入れも検討するが、県内の公共事業等にに基づく建設陸士の利用について調査し、埋立工砂発生区域からの現地から可なり組みしているものと認識している。本事業においても、建設陸士等については優先して使用していく予測評価項目に對しても適切に示す必要がある。	建設陸士の受け入れも検討するが、県内の公共事業等にに基づく建設陸士の利用について調査し、埋立工砂発生区域からの現地から可なり組みしているものと認識している。本事業においても、建設陸士等については優先して使用していく予測評価項目に對しても適切に示す必要がある。	建設陸士の受け入れも検討するが、県内の公共事業等にに基づく建設陸士の利用について調査し、埋立工砂発生区域からの現地から可なり組みしているものと認識している。本事業においても、建設陸士等については優先して使用していく予測評価項目に對しても適切に示す必要がある。

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目	不適切事項	原日	事業者見解	原目	環境生活部長意見の不明な点
番号	H24.2.20	H24.12.18	H24.3.27	H24.12.18 番号	H25.11.29
		(9)	建設残土の受け入れも後討す どあるが、県内の公共事業等 から発生する建設残土の利用に ついて調査計画等に基づき、県内の 公共事業等から発生する建設残土のリサイクルに取 り組んでいるものと認識していま す。 本事業においても、建設残土等 については優先して使用していく たいと考えます。 建設区画の低津が図ら れるよう検討結果を示す必要が あり、その際の環境影響にかか る予測評価項目についても適切 に示す必要がある。		

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業

理清影響証評業(埋立事業)に対する知事意見及び事業者意見

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解									
埋立申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解									
項目	不適切事項	事業者見解	項目	不適切事項	事業者見解	項目			
(3)	道路交通騒音の基準又は目標との整合性に係る評価において、当該地点は目標線以上の車線を有する車道(「A地域」又は「B地域」のうち2車線以上の車線を構成する道路)の沿道地帯である。当該地点は現状において2車線以上の車線を有する道路に面するものとしており、当該道路は存在しないことから、当該基準による評価は不適切である。	当該地点は、主要幹線道路(高速自動車国道第4号、国道第7号(地方的な幹線道路)を構成する道路)の沿道地帯であるが、当該地点は現状において2車線以上の車線を有する道路に面するものとしており、当該道路は存在しないことから、当該基準による評価は不適切であると考へています。	(3)	特定建設作業騒音について、作業実績時間や最大作業時間、最大作業禁止日が記載されているが、夜間工事をを行う特定建設作業として、コンクリートブロックが対象となります。騒音規制法に基づく措置箇所の指定がなされていないことから、第1号区塊(第1種区域:第1、2種低層住居専用地区、第2種区域:第1、第2種住居地区、準住居地区は、第3種区域、汎居住地帯)に該当しないものと考えています。	夜間工事を伴う特定建設作業として、コンクリートブロックが対象となります。騒音規制法に基づく措置箇所の指定がなされていないことから、第1号区塊(第1種区域:第1、2種低層住居専用地区、第2種区域:第1、第2種住居地区、準住居地区は、第3種区域、汎居住地帯)に該当しないものと考えています。	H24.12.18 H24.3.27	H24.12.18 H25.11.29	H25.12.10 番号	項目 黒字に対する確認 黒字に対する確認 H25.12.12 H25.12.17
(4)	夜間工事における騒音の基準又は目標として「資機材運搬にかかる車両の運行を行なうため、その具體的な内容、効果が示されておらず、環境保全措置の効果の程度が不明である。なお、運搬に必要な車両台数などを予測を行つているため、予測条件で示した台数から減らすことは困難と考えられます。	夜間工事においては、主要資材(路盤材や舗装材等)の運搬にかかる車両の運行を行なうため、その具體的な内容、効果が示されておらず、環境保全措置の効果の程度が不明である。なお、運搬に必要な車両台数などを予測を行つているため、予測条件で示した台数から減らすことは困難と考えられます。	(4)	道路交通騒音の基準又は目標線の運行を行なうため、当該地帯における騒音は「A地域」又は「B地域」のうち2車線以上の車線を構成する道路(「A地域」の基準値を適用するとしているが、当該地帯は現状において2車線以上の車線を有する道路は存在しないことから、当該基準による評価は適切ではない。	当該地帯については、主要幹線道路(高速自動車国道法第4条、道路法第5条(一般国道)、道路法第7条(地方的な幹線道路網を構成する道路)の沿道地帯を「A地域」の基準値を適用するとしているが、当該地帯は現状において2車線以上の車線を有する道路は存在しないことから、当該基準による評価は適切ではない。	H24.12.18 H25.11.29	H24.12.18 H25.11.29	H25.12.10 番号	項目 黒字に対する確認 黒字に対する確認 H25.12.12 H25.12.17
(5)	苦情等への対応について、「苦情等がある場合は、直ちに対応できる監視体制を構築します」との見解を示しているが、評議書に当該監視体制が示されていない。	工事中は、環境監視のパトロールを実施することと、苦情等があつた場合、工事関係者等で対応を検討する予定です。	(5)	工事用仮設道路Aにおける騒音の予測結果を資料編に記載しました。(p.6-3-14、15 参照)	工事用仮設道路Aに係る環境影響に対する環境保全措置の検討結果及び具体的な内容が示されていません。	H24.12.18 H25.11.29	H24.12.18 H25.11.29	H25.12.10 番号	項目 黒字に対する確認 黒字に対する確認 H25.12.12 H25.12.17
(6)	予測時期は、国立沖縄工業高等専門学校(2013年次8ヶ月目、辺野古集落まで)と別途台数が変更されましたが、予測対象時期における月別稼働台数はあります。	予測時期は、国立沖縄工業高等専門学校(2013年次8ヶ月目、辺野古集落まで)と別途台数が変更されましたが、予測対象時期における月別稼働台数はあります。	(6)	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する道路交通騒音による回折効果(騒音吸音壁)に対する環境影響の検討結果及び具体的な内容が示されています。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する道路交通騒音による回折効果(騒音吸音壁)に対する環境影響の検討結果及び具体的な内容が示されています。	H24.12.18 H25.11.29	H24.12.18 H25.11.29	H25.12.10 番号	項目 黒字に対する確認 黒字に対する確認 H25.12.12 H25.12.17

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解				埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解	見解に対する確認及び2次回答	
項目 番号	不適切事項 H24.2.20	事業者見解 H24.12.18	項目 不適切事項 H24.3.27	事業者見解 H24.12.18	項目 環境生活部長意見の不明な点 事業者見解 H25.11.29	項目 見解に対する確認 H25.12.10 番号 H25.12.17
			(10)	道路交通事故音に伴う環境保全措置の検討において、「その搬入ルート選定時点では各業者と契約ができないなどになります。」とあります。実施区東側辺りを考慮して、主要な幹線道路となる国道329号から南側から搬入ルートとして松田、国立中継工業高等専門学校を予測地点として設定し、国道329号から事業実施区域へのアクセス道路となる辺野古を予測地点として設定しました。また、土砂や石材の搬入量の最大値における搬入ルート検討において、予測・評価を行っていることから、予測条件や予測結果の不確実性は小さいと考えています。(p.資料6-3-14、15参照)		
			(11)	世富慶地點の道路交通事故音について、規制速度を遵守した場合の環境保全措置の効果は、10mの低減効果があることを記載しています。 また、世富慶における道路整備は、2車線でかつ追い越し禁止区間となる2車線であるところから、工事用の資機材運搬車両等の走行速度が一般交通車両も含めに走行速度にならざる事由があります。したがって、「規制速度の遵守を指導する」とした環境保全措置について、工事関係者の工事会議等において、「規制速度の遵守」について周知することがあると効果があり、適切な評価がなされているとは言えないと見ております。		
			(12)	辺野古集落の予測地点となつていい仮設道路Aの道路交通事故音については、予測結果は基準値を満足しているが、「夜間工事に伴う資機材運搬にかかる車両の運行を極力少なくする」とあるため、屋間と夜間の運搬車両数区分を明確に示し、予測・評価を行う必要がある。		

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		環境影響評価書(埋立事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目 番号	不適切事項 番号	事業者見解	事業者見解	項目 番号	環境生活部長意見の不明な点 事業者見解	項目 番号	見解に対する確認 2次回答
	H24.2.20	H24.12.18	H24.3.27	H24.12.18	H25.11.29	H25.12.10	H25.12.17
				(13)	サンドコンクリーションパイル工法には、振動式と衝撃式があるが、いずれの工法を用いて施工するのか示す必要がある。また、同工法は、施工上、16～22番照)の留意点として、騒音、振動などに十分な配慮が必要であることから、当該工法を考慮した騒音における適切な予測・評価が必要である。		

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目番号	不適切事項	事業者見解	事業者意見	項目	見解に対する確認
	H24.2.20	H24.12.18番号	H24.3.27番号	項目番号	見解番号
イ	航空機から発生する騒音レベルは、離陸・着陸、巡航の中で、エンジン出力が最大になる離陸時ではなく、ホバリング時の方が最も大きくなり、回転翼機においては、停止しているホバリング時ではなく、ホバリング位置へ移動する離陸時が最も大きくなると考えられる。しかし、予測に用いた騒音データは、どのようなときの騒音値なのか不明である。	MV-22のホバリング時の騒音調査時のデータによれば、ホバリング位置への移動時ではなく、ホバリング時の方が最も大きくなることを資料編に記載しました。(p.着6-3-74 参照)	飛行場事業に対する知事意見第3-3-(2)-キに対する見解において、併用施設の離着陸回数について、評価書提出後に公開された環境レポートを引用して事業者側に厳しい条件を設定したとしたしながら、現天間隔飛行場での大型固定翼機の飛行回数をCH-53やオスプレイに割り振ることはCH-46の運用回数をそのまま矛盾している。	(3)	H25.11.29 H25.12.10番号
ウ	評価書ではオスプレイのエンジンテスト話・ホバリング時の単券騒音量レベル(LAE)が示されているが、予測で用いいるビーコ騒音レベル(db)をどのようになります。(p.6-3-68, 69 参照)	WECPNLの予測で用いたビーコ騒音レベルの基礎データは、米国における調査の結果に基づいて、距離とビーコ騒音レベルとの関係から求めています。また、当該で用いているビーコ騒音レベルは、離陸時、着陸時、巡航時、エンジンストップ時、ホバリング時、それぞれ飛行態様別に算出したデータを用いています。	飛行場事業に対する知事意見第3-3-(2)-クに対する見解において、北東から風の時に遇走帯から離陸を開始する場合、河野古敷設に接近することを指摘されましたが、知事意見を見てみると、河野古敷設条件を仮定していることが、当該試験結果を資料編に記載しているが、当該試験結果を踏まえた評価を行い、環境保全措置等を検討する必要がある。	(4)	H25.12.10番号
		WECNLの増加による影響について、使用回数が弾載重量等に左右されるため、あらかじめ標準飛行回数を設定して予測を行ったことは困難ですが、知事意見を見てみると、MV-22、C-20及びランを用いたと仮定して試験を行いました。	オーバーランの使用による影響について、使用回数が弾載重量等に左右されるため、あらかじめ標準飛行回数を設定して予測を行ったことは困難ですが、知事意見を見てみると、MV-22、C-20及びランを用いたと仮定して試験を行いました。		
		その結果、海嵩集落(67.8~57.9)、辺野古高台(65.3~65.4)において、0.1WCPNLの増加が示されました。これが環境基準を超えるものではありません。	オーバーランの使用による影響について、使用回数が弾載重量等に左右されるため、あらかじめ標準飛行回数を設定して予測を行ったことは困難ですが、知事意見を見てみると、MV-22、C-20及びランを用いたと仮定して試験を行いました。		

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解				埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解				見解に対する確認及び2次回答				
項目 番号	不適切事項 番号	事業者見解	事業者見解	項目 番号	不適切事項 番号	事業者見解	事業者見解	項目 番号	見解に対する確認 番号	見解に対する確認 番号	見解に対する確認及び2次回答	
工 程	H24.2.20	MV-22 の騒音予測に用いた各モードにおけるナセル角度は、前記3(2)アに示すように記載しました。	MV-22 の騒音予測において、「転換モード」を回転翼機として扱っているが、ナセル角度が示されていないため、短距離離発着機として離発着するのか、ナセル角90度で、垂直に離発着するのかが不明である。	H24.12.18	H24.3.27	(5)	飛行場事業に対する知事意見第3-3-(2)-aに於いて、「MV-22 各モードによる飛行回数は、米側への聞き取り調査及び米国本土での騒音調査等により得られた結果に基づき、転換モードによる離着陸を考慮した」として、「飛行場でも垂直離着陸モードでの着陸が見られるなどから、予測・評価の妥当性が確認できない。	MV-22について、米側は「飛行場における飛行モードや各飛行経路における飛行能形等について、米側への聞き取り調査及び米国本土での騒音調査を行い、当該調査によって得られた結果によれば、飛行モード別に予測を行っており、騒音測定値を別紙にて掲示します。また、垂直離着陸モードによる飛行は、昨年9月の日米合同委員会合意において「運用上必要な場合を除き、MV-22は、通常、米軍の施設及び区画内におけるのみ垂直離着陸モードで飛行し」と規定されており、当該日米合同委員会合意の遵守については、累次の機会において日本側で確認しているところです。いずれにせよ、供用後の航空騒音については、影響の程度を把握するために騒音測定を実施し、その結果に基づいて適切な対策を講じることとしています。	H25.11.29	H25.12.10	H25.12.12	H25.12.17
オ	「騒音を含む地元コミュニティへの影響に配慮して設定するべく、日米間で議論した」として飛行経路が台形から長円形に変更されたが、差額騒音段階と比較すると、経路1、2は全体が陸地に寄つており、また、経路3、4は北東側が安全部の集落などに接近していることから、騒音が増加する可能性が高いと考えられます。現在点において位置離着陸点は米側より示されないことにから、予測に当たっては特定の通報点を考慮していません。	各予測地点のスラントディスタンス(SD)は、機種別・飛行態様別に算出したSDのうち最小のものをを記載したものです。(p.6-3-10 参照) 騒音量においては、一例として一機種による各評価地点における飛行実績別のSDを示しましたが、全機種によるSDについては資料編に記載しました。(p.資6-3-75～参照)	飛行場事業に対する知事意見第3-3-(3)-aに於いて、風向きによる音の伝搬を考慮した予測評価を求めたところ、試算して結果を資料編に記載しているが、当該試算結果を踏まえ、現状を踏まえ、環境保全措置等を検討する必要がある。	(6)	飛行場事業に対する知事意見第3-3-(3)-aに於いて、風向きによる音の伝搬を考慮した予測評価を求めたところ、試算して結果を資料編に記載しているが、当該試算結果を踏まえ、現状を踏まえ、環境保全措置等を検討する必要がある。	風の影響を考慮した騒音伝搬の影響について、知事意見を踏まえて、騒音レベル(LA)予測コンターに夏季・冬季の風向・風速を反映してそれを試算しました。 当該試算結果は、仮定の条件によるものであることから予測の質とするものではありませんと考え、資料編に記載したとおりです。 他方、航空機騒音の予測・評価で使用した加重等価騒音露度レベル(WECPNL)の計算式において、風向きが同じだと騒音発生条件を加味しておらず、東京国際空港拡張事業(平成18年)や中部国際空港建設事業(平成11年)など他の空港に係る事業においても、このような者元の方の下、予測評価を行っています。	(WECPNL)予測コンターにおいて、騒音露度を超える範囲に集落は存在していないませんが、供用後の航空騒音に対する実効的な対策を講じることとしています。	H25.12.10	H25.12.12	H25.12.17	H25.12.17	

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目 番号	不適切事項 番号	事業者見解	事業者意見	項目 番号	環境生活部長意見の不明な点 番号
力	H24.2.20	<p>飛走路別飛行態別標準飛行回数が示されており、北東からの風の場合、A.滑走路に着陸する場合、B.滑走路を風向きによって使い分けることにより離発着時のみに限らず、C.滑走路として使うことができるようになります。このため、E.主たる滑走路として使うことができる場合は、風向きによる滑走路が海上を飛行する場合に使用できるようになります。このため、B.滑走路を飛行経路へ飛行経路は設定していません。</p> <p>他方、気象・管制官の指示、安全などの状況により上記の運用方法を適用せざるを得ない場合にはA.滑走路しか使わず、B.滑走路は運用上の所要等の条件がない場合しか用いないとされておらず、飛行経路としては、B.滑走路から隣接する他の風の場合も同様である。これらのことから、当該標準飛行回数の妥当性が不明である。</p>	<p>飛行経路においては、名護市長及び宜野座村長から、周辺地域上空を回遊するよう要請されたことを踏まえ、A.滑走路とB.滑走路を風向き等に応じて、主たる滑走路として使い分けることにより離発着時の飛行及び有根界飛行の場所経路が海上を飛行する場合に使用できるようになります。このため、B.滑走路を飛行経路へ飛行経路は設定していません。</p> <p>他方、気象・管制官の指示、安全などの状況により上記の運用方法を適用せざるを得ない場合にはA.滑走路しか使わず、B.滑走路は運用上の所要等の条件がない場合しか用いないとされています。このため、B.滑走路を飛行経路としている場合は、隣接する他の風の場合も同様である。これらのことから、当該標準飛行回数の妥当性が不明である。</p>	(7)	H25.11.29 H25.12.10 H25.12.11 H25.12.12 H25.12.17

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解				環境影響評価書(独立事業)に対する知事意見及び事業者見解	埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解	見解に対する確認及び2次回答	
項目番号	不適切事項	事業者見解	項目番号	事業者見解	項目番号	事業者見解	
ケ	飛行経路のばらつきによる影響について 飛行経路のばらつきによる影響について、第一種区段等の指定に関する、航空機騒音レベル(通過)において、航 空機騒音レベルの決定にあたっては、飛 行経路のばらつきを正規分布で考慮するとしているが、二つの合計7コースを設定し、各々異なるオーバーライド(オーバーライド)が導入されるにもかかわらず、ばらつきに関する内容が準備書から変更されないため、オースプレイの飛行形態によるばらつきが考慮されていないのが不明である。	飛行経路のばらつきについては、知事意見を踏まえ、平成22年度の「音天間飛行調査」における回数調査結果を記載した。(p.6-3-71 参照) また、MV-22の飛行のばらつきについては、飛行形態別(固定翼モード及び転換モード別)に設定し、オースプレイ(固定翼モード及び転換モード別)に設けた、「標準飛行経路の飛行設定」と「一般的な回数調査と飛行形態が大きく異なるオーバーライド(オーバーライド)」が導入されるにもかかわらず、ばらつきに関する内容が準備書から変更されないため、オースプレイの飛行形態によるばらつきが考慮されていないのが不明である。	H24.12.18	H24.3.27	H24.12.18	H25.11.29	項目見解に対する確認 H25.12.12 H25.12.17
コ	住民等意見に対する事業者の見解 で「仮に将来的に自衛隊が共同使用をする場合においても、飛行場を使用する等の環境に大きな負担を与える形で共同使用することには念頭においておきません」としているが、自衛隊との共同使用がどのような形になるのか、自衛隊が使用する機種や機数などが具体的に示されていないことから、どちらかともかく、飛行場や周辺などの差異が見受けられることなどから、どちらかともかく、飛行場や周辺などの差異が見受けられることは、こうしたことから考慮して検討する必要がある。	現時点では、代替施設で自衛隊が飛行場を共同使用する計画はありません。仮に将来的に、防衛省・自衛隊が共同使用する場合には、防衛省・自衛隊として環境関係法令を遵守することは当然です。					
サ	オスプレイの各モードにおける飛行回数を、米軍提供資料により決定したとしているが、代替施設では、オスプレイは最大重量での離陸に当たり、滑走路ではない過走帯(オーバーラン帶)を使用しなければ離陸できないとしていることから、滑走路やヘリパッドから離陸できること、また、米軍の運用について制限を加えることは困難との見解が示されていることから、転換モードによる離陸回数が増加し、予測結果よりも高い値になるおそれがある。	MV-22の各モードによる飛行回数は、米軍への聞き取り調査の結果に基づいています。が、前記3(2)ア)に示したように、固定翼モードでの飛行においても、転換モードで離着陸が行われることを踏まえ、離着陸モードに対応した騒音基準データを適用して予測を行っていることから、「転換モードによる離着陸回数が増加し、予測結果よりも高い値になるおそれがある」との指摘は当たらないものと考えています。					

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目 番号	不適切事項	事業者見解	事業者見解	項目 番号	環境生活部長意見の不明な点 番号
シ シ	他の飛行場から飛来する航空機については、現着天候飛行場における飛来状況を勘案し、ピーロク騒音レベルが最大となる騒音、頻度等を明らかにし、予測・評価を行う必要がある。	H24.12.20 H24.12.18 番号	H24.12.27 H24.12.18 番号	H25.11.29 H25.12.10 番号	H25.12.10 H25.12.11 番号
(3) ア	予測結果について 他の訓練施設への飛行経路も含めて予測・評価するよう述べたところであるが、「代替施設供用後の具体的な訓練場所は、米軍の運用に関するものである。具体的に飛行ルートを示して予測することは困難」として、対応されていない。 しかし、米海兵隊が、オスプレイの配備に関して、「環境調査を行っており、運用の可否性があるとして、事業実施区域、北部訓練場、キャンプ・ハンゼン、伊江島補助飛行場を調査対象としていることを踏まえると、将来における当該施設間の飛行移動があることは明らかに推察され、基地を提供する立場にある国においては環境配慮の観点から、米側から飛行経路等の情報を的確に入手し、予測・評価を行うべきである。	普天間飛行場に飛来する外飛來機のうち、代替施設で運用可能な航空機については、小型固定翼機(C-12、C-20)の他、回転翼機(H-60等)に限られています。詳細書においては、騒音発生回数(271回)は、騒音発生回数(371回)から大型固定翼機の飛行割合(27%)のみを減じたものであり、外飛來機については、既に271回の飛行回数に含まれています。 また、ピーロク騒音レベルについても各種機種に設定されています。 なお、271回の飛行回数は直近4カ年(平成20~23年度)の90%に相当する飛行回数(60回)と比較しても上回るものです。	施設間移動に係る航空機騒音の予測・評価については、参考としてMV-22がコンター作成範囲内においては飛行経路(p-6-3-16、77 参照)にしたがって飛行移動のため1,000ftの高度、飛行回数21・24回により直上を飛行するとの条件設定の基に予測試算を行いました。その結果、施設間移動における航空機騒音の予測値は、6.7.3WECPNLであり、環境基準70WECPNLを下回る値となりました。(予測条件の設定) 1飛行回数・21・24回(環境レビュー付録C)に記載される年間着陸帯使用回数(ソーティー)の日平均量みかけ回数の往復を設定) 2飛行高度:1,000ft(施設間移動時の飛行高度は十分以上昇した後に移動すると仮定し、場周経路内の水平飛行高度の高い方を探用) 3騒音データ:81dB(p-6-3-68より、SD=1,000ft(約300m)のピーロク騒音レベル)	「飛行パターンが特定できない場合は、(中略)住宅地の直上を飛行した場合について予測・評価し、環境保全措置を検討すること」との意見を述べているが、当該意見に対しても対応されていない。	イ

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目 番号	不適切事項	事業者見解	事業者見解	項目 番号	見解に対する確認 番号
ウ	知事意見において、予測条件として風向きを考慮することを求めたが、離着陸回数のみ考慮し、風向きによる音の伝播を考慮した予測・評価がなされていない。	我が国の航空機騒音に係る環境基準で使われているWECPNLはICAOの基づくものであります。これは、音響の強度だけではなく、その頻度、距離などでの諸要素を加味し、多数の航空機から受けれる騒音の総量(総騒音量)を1日の平均として総合的に評価するものです。自衛隊等の飛行場においては、飛行回数については、自衛隊等の飛行する日あるいは端端に飛行する日があるため、年間を通して標準的な1日の飛行回数を求める場合において、公用共用飛行場の場合のように単純に年間を平均するのではなく、1年間の騒音発生回数のデータを基に、騒音発生回数が少ない日から数えて90%に当たる日を採用しています。	風向きを考慮した予測については、準備書への事業者見解で述べたように、航空機は風向きにより着陸、離陸等の方向が異なることから、標準飛行回数を北東、南西方向に振り分け、風向きを考慮した予測を行つたものです。	このことは本評価書に限つた考え方ではなく、函館空港振興整備事業における環境アセスの住民意見においても同様の意見があります、「それに拠りて「風向、風速等の気象条件も、渋走路使用割合と並んで考慮されています。」」という事業者見解が示されています。	そもそもWECPNLの計算式には風向、風速の入力項目がなく、従つて、これまでのWECPNLを用いた他の環境アセス(新石垣空港整備事業)における環境アセス含む)においても同じで気象条件に応じた離発着の方向を設定することを示すことが示されています。

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解			環境影響評価書(埋立事業)に対する知事意見及び事業者見解	埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解	見解に対する確認及び2次回答			
項目 番号	不適切事項	事業者見解	項目 番号	不適切事項	事業者見解			
工	予測コンタ「について、「航空機騒音に係る環境基準値(WECPNL 値)(以下「W値」という)70以上」の予測結果の検証が、当該基準値以下に示すところの騒音レベルの予測コンタも図示する」との知事意見に対し、「予測精度度においては、予測地点と音源が遠隔れることにより予測精度が低下すること、どうやら環境基準値(以下「WECPNL未満」といいます。)から70WECPNL以下の下限の基準値が示されていないことから70WECPNL以下の下限の基準値が示されないことを示す」との見解を示しておらず、知事意見に対応していません。	評価書においては、予測地点と音源が遠隔れることにより予測精度が低下すること、どうやら環境基準値(以下「WECPNL未満」といいます。)から70WECPNL以下の下限の基準値が示されないことを示す。環境省告示においては、「予測計算結果の考證が示されています。防衛省告示における予測計算方法は環境省の考え方を基本としたものであり、この告示に従つて予測計算しました。」	H24.12.18 番号 H24.3.27	H24.12.18 番号 H24.3.27	項目 番号 H25.11.29 事業者見解 H25.11.29 環境生活部長意見の不明な点 H25.11.29	項目 番号 H25.12.10 事業者見解 H25.12.10 環境生活部長意見の不明な点 H25.12.10	項目 番号 H25.12.12 見解に対する確認 H25.12.12	項目 番号 H25.12.17 見解に対する確認 H25.12.17
オ	「Lden 値の予測は、換算式ではなく、騒音測定結果から予測すること」と「他の知事意見に対し、「Lden 値の予測手法は確立されていないため、換算式以外での予測を行うことは困難」として、騒音測定結果からの予測を行っていない。	時間帯補正等価騒音レベル(Lden)による航空機騒音の予測に当っては、現在、防衛省規格における航空機騒音コンターレベルに開する基準の改正を予定していますが、その改正予定の考え方に基づきLdenを試算した結果を記載しました。(p.6-3-84, 85 参照)	Lden を試算し、その結果と比べて予測コンターレベル(Lden)による計算と比較した結果となりました。					
カ	「ビーグ騒音レベルについて、予測はされず評価が評価がなされないことにから評価すること」評価は、現況の騒音状況、土地利用状況を勘案して設定すること」との知事意見に対し、「ビーグ騒音レベルへの評価を行うことは困難」との見解を示し、事業者自ら評価に当たつて目標値を設定することもなく、評価を行っていない。	騒音測定結果は単純騒音ですが、間欠的に騒音が繰り返されるため累積効果の評価が必要になります。このため基準時間帯(例えば24時間)にわたり発生する全ての単発騒音を累積を工学的に加算し、時間帯の長さで平均して求めめる平均騒音レベルで評価する必要があります。その基本量が騒音レベルの場合には等価騒音レベルLdenと呼ばれます。このときWECPNLの計算のためビーグ騒音レベルを求めたもののですが、現時点ではビーグ騒音レベルの評価方法は確立していません。						

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解						埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解						見解に対する確認及び2次回答	
項目	不適切事項	事業者見解	事業者見解	事業者見解	事業者見解	項目	環境生活部長意見の不明な点	事業者見解	項目	見解に対する確認	2次回答		
番号		H24.2.20	H24.12.18	H24.12.18	H24.12.18	番号	H24.12.18	H24.12.18	番号	H25.12.12	H25.12.17		
キ	予測結果は、予測地点の14地点すべてにおいて、準備書における予測結果よりも高い値となっていますが、直近の平成20～22年度のデータも加えていた上で、現事意見に対応して、標準飛行回数を採用し、また、大型固定翼機の飛行回数をC-12の飛行回数ではなく、GH-F3やオブブレイの飛行回数に振り分けた場合、現着時間飛行場における飛行回数をばらつきを考慮した場合には、予測結果よりも高い値になると考える。	標準飛行回数及び大型回転翼機の振り分けについては、3(2)中に示したとおりです。飛行のばらつきについては、3(2)ケに示したとおりです。											
ク	「ホバリングやエンジンテストの予測に当たっては、時間帯ごとの発生回数、騒音絶続時間についても示すこと」との知事意見に対し、「常にホバリングやエンジンテストを実施しているとの想定で行っている」との見解を示しているが、その場合、飛行回数に含まれない騒音が発生していることになり、予測結果よりも高い値になると考える。	評価書におけるホバリングやエンジンテスト時間の騒音レベルの予測結果における時間帯ホバリングやエンジンテストを実施しているとの想定について、実際の訓練回数や継続時間で計算して、という意味ではなく、定常音が継続して計算してコンターンを示します。なお、WFPNLやLDanについても、ホバリングやエンジンテストについて追加的に調査を行なったところにより予測モデルを精緻化しました。そのままが、ホバリング等の回数は標準飛行回数に含まれています。											
(4)	環境保全措置について	ア 施設等の存在及び供用における環境保全措置として、「滑走路をV字型に配慮し、周辺地域上空を基本的に配慮する」としているが、次のことから、滑走路をV字型に配慮することによる環境保全措置としての効果の程度が不明である。	① 評価書では、場周経路上を有相界飛行する場合、主にA滑走路を使用することが示されています。 ② V字型滑走路によって航空機騒音による影響が低減されるとしているのは、字素と比較してどの程度である。 ③ 周辺地域上空を基本的に回避するとしているが、その適用については、「気象、パイロットの判断、運用上の所要等により、当該経路を外れることがある」と記述しており、また、「準備書についての知事意見への見解において、米軍機の飛行禁止など制限を加えることは、米軍の運用上、困難」としている。	滑走路をV字型としたのは、名護市長及び宜野座村長から、周辺地域上空を回避するよきを踏まえたものです。また、V字型の滑走路は、主たる滑走路を使用することにより離着陸時のみで飛行経路及び飛行時間上を通過するよう作られたものです。(3(2)カ)騒音の低減効果については、滑走路をV字型にすることによる距離減衰が見込まれ、騒音低減につながるものと想定されます。(p.算6-3-1 参照) 周辺地域上空を基本的に回避することについ、ては、名護市長及び宜野座村長からの要請を受け、米側と調整を行い、平成18年5月の12+21において字素で合意しており、また、一連の協議を通し、米側から理解を得ていると認識しています。									

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解				環境影響評価書(埋立事業)に対する環境生活部長意見及び事業者見解				見解に対する確認及び2次回答					
項目 番号	不適切事項 H24.2.20	事業者見解 H24.2.20	事業者見解 H24.12.18	項目 番号	不適切事項 H24.3.27	事業者見解 H24.12.18	項目 番号	環境生活部長意見の不明な点 H25.11.29	事業者見解 H25.11.29	項目 番号	見解に対する確認 H25.12.12	項目 番号	見解に対する確認 H25.12.17
イ	エンジンテストセルについて、「エンジンテストセルは、試験運転時の噪音を始めとする施設であり、周囲への噪音による影響はない」と考えています。	エンジンテストセルは、以下に示す噪音性能についての要請事項を満足しなければならないことから、エンジンテストセル周辺への噪音による影響はないものと考えています。	1 試運転を行う場合の噪音レベルは、運用条件のいずれの場合においても、エンジン・排気ノズル出口を中心とした半径500mの円周上、地上1.2mにおける噪音レベルが70dB 以下であることを中心とした半径70dB 以下であることを。 2 基地境界線までの距離が500m以下の場合には、基地外縁において55dB 以下であること。	(5)	航空機噪音の基準データは、主要なものは既に評価書に記載たとおりです。補足的に噪音基準データを記載しました。	航空機噪音の基準データは、主要なものは既に評価書に記載たとおりです。補足的に噪音基準データを記載しました。							
	当該噪音に係る予測・評価が適切に行われているか不明である。												

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する知事意見及び事業者見解	
項目	事業者見解	項目	事業者見解
番号	H24.2.20	番号	H24.12.18
5 水の汚れについて	(1) 予測の前提条件について ア COD流入負荷量について、既往調査結果をどのように考慮したのかを明らかにすることとし、既往調査結果に対する意見に対し、既往調査結果は考慮されていない。	4 水の汚れについて (1) 亘野古地先水面作業ヤード及びキヤードにおいて、コンクリートアート作成装置設置します。コンクリートブロック及びコンクリートブロック用ダングル機器に隣接して場内運搬用ダンブルック及びコンクリートブロック洗浄機器の構造が行われ、コンクリートブロック洗浄機器による洗浄場を設置とともに、1箇所に集水し、漏水処理設備により処理後、洗浄水として車両用しまで、洗浄水の量は30m ³ /h程度と見込まれます。 コンクリートブロックの養生水については、必要最低限の水量を確保するに付し、水の汚れの環境全般措置を講ずるとしているが、コンクリートブロックの数量、位置、洗浄水の量、その比率の利用の方法、コンクリートブロックの養生水の量、平成20年度の現地調査結果によると、海水流入量及びCOD濃度を用いて算出しており、既往調査結果は参考として確認しましたが、COD負荷量には考慮していないことを記載しました。なお、平成19年度と平成20年度の現地調査結果を比較すると、平成19年度の方が海水流入量が比較的大きい傾向にありました。	8 水の汚れについて 飛行場事業に対する知事意見 第3(4)に対する見解において、コンクリートブロックの養生水やコンクリートブロックの養生水の処理についての評価は妥当と判断したとしているが、処理方法、漏洩への流出防止方法等について、画面等も用いて具体的に示されていないことから、その評価の妥当性が確認できない。
6 不適切事項		項目 不適切事項 番号 H24.3.27	項目 環境生活部長意見の不明な点 番号 H25.1.29
7 事業者見解		7 事業者見解 番号 H24.12.18	項目 事業者見解 番号 H25.12.10
8 水の汚れについて		8 水の汚れについて 飛行場事業に対する知事意見 第3(4)に対する見解において、コンクリートブロックの洗浄水、運搬用ダンブルック及びコンクリート打設機器の洗浄場から排水は1箇所に集水し、漏水処理設備により処理後、洗浄水として再利用します。 また、コンクリートブロックの養生水の排水は漏洩等を通じて1箇所に集水し、漏洩処理及びpH中和処理を行った後に海へ放流する予定です。現時点では、亘野古地先水面作業ヤード及びキヤード、シュワフ敷地内作業ヤードそれより3箇所設置は構築処理方式、pH中和処理は炭酸ガス添加方式の採用を想定していますが、詳細については、埋立承認後に決定します。	9 見解に対する確認及び二次回答 項目 早解に対する確認 番号 H25.12.12
9 見解に対する確認及び二次回答			

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解			
項目 番号	不適切事項	事業者見解	項目 番号	不適切事項	事業者見解
ウ	「洗機排水に含まれる物質のうち、通常の汚水処理淨化槽では処理できない物質(ベンゼン等)を洗機排水処理施設(凝集沈殿法)で除去する」として記述しており、また、「ベンゼンは揮発性の有機物質であり、処理中に揮散する」とから、適切な処理方式ではない。	ベンゼンの処理について評価書に記載しました。(p.2-20 参照) ベンゼンにおいては、現段階において詳細まで把握することは困難なため、通常の汚水処理淨化槽では処理できない成分として記述しております。また、ベンゼンは揮発性の有機物質であり、処理中に揮散するところです。	(3) 工事による影響の予測の前提条件について ア 水中コンクリート打設工事に伴うPH予測の計算時間について pH予測の計算時間については、工事の負荷として運転台設入したアルカリ度の負荷量が減少で拡散していく様子を繰り返し計算し、濃度変化が周期的に定常にならない時点までを計算時間としており、その根拠については「濃度変化が概ね定常になるまでの時間として240時間(10日間)に一定」として記載されています。(p.6-6-177、178 参照)	H24.12.18 H24.3.27 H24.12.18 H25.11.29 H25.12.10 H25.12.12 H25.12.17	環境生活部長意見の不明な点 事業者見解 項目 番号
エ	表-6.3.2.28において、雨水排水溝の流域面積、平均流出係数等が示されておらず、また、その流域の表面(舗装)の状況も詳細が示されないことがから、その流出係数の根拠が不明である。	代替施設の流域を図示し、各流域の平均流出係数を記載しました。(p.6-6-200 参照)	(2) 予測の結果について ア 汚水処理淨化槽の処理水が海域に排出されるにによる影響(塩分の低下、温度変化、注入塩素による影響等)が記載されていない。	H24.12.18 H25.11.29 H25.12.10 H25.12.12 H25.12.17	見解に対する確認及び2次回答 項目 番号
ウ	傾斜堤護岸の補強コンクリート打設工事を「水中コンクリートの打設工事」として記載するが、傾斜堤護岸工事ににおける「補強コンクリート打設」等の施工時ににおいても負荷量が発生すると考へられるが、これらの負荷量に対する具体的な措置を講ずるのか明らかにすることから、負荷が発生することはありません。	本文中の「水中コンクリートの打設工事」について、具体的な工事内容及び施工方法を明確にする必要があります。 具体的な工事については、水中コンクリートの打設に伴い発生するアルカリ度の発生負荷量を算定する際参考して下さい。(p.6-6-174 参照)	影響予測の対象となる工事を「水中コンクリートの打設工事」として記載するが、傾斜堤護岸工事ににおける「補強コンクリート打設」等の施工時ににおいても負荷量が発生すると考へられるが、これらの負荷量に対する具体的な措置を講ずるのか明らかにすることから、負荷が発生することはありません。		見解に対する確認及び2次回答 項目 番号

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		環境影響評価書(埋立事業)に対する知事意見及び事業者見解	
項目 番号	不適切事項 番号	事業者見解	埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解 見解
イ	H24.2.20	(4) 予測モルタルについて、予測の不確実性の程度は具体的に示さない。	項目 不適切事項 番号 H24.12.18 項目 不適切事項 番号 H24.3.27 事業者見解 H24.12.18 事業者見解 H24.3.27 項目 埋立承認申請の不明な点 番号 H25.11.29 事業者見解 H25.11.29 項目 見解に対する確認番号 H25.12.10 項目 見解に対する確認番号 H25.12.12 項目 見解に対する確認番号 H25.12.17
ウ		(4) 塩分の予測の前提条件として、降雨時の河川の流量条件を過去30年間での日最大降水量を基に予測し、結果を記載しました。 （参考）大瀬崎や刃野古リーフ上の水質分布は、河口域を除くと、空間的な差異が小さく、概ね一様な状態などになります。存在時や供用時ににおいて大瀬崎内の河口域に及ぶ大きな流れの変化は生じてないことから水質にも変化が生じていない結果となつたものであります。このことから、予測の不確実性の程度は小さいと考えています。	項目 不適切事項 番号 H24.12.18 事業者見解 H24.3.27 項目 埋立承認申請の不明な点 番号 H25.11.29 事業者見解 H25.11.29 項目 見解に対する確認番号 H25.12.10 項目 見解に対する確認番号 H25.12.12 項目 見解に対する確認番号 H25.12.17
エ		(5) 洗浄排水については、洗機場の設置場所(屋外か屋内か)に關わらず、雨水とは分離して処理する計画であり、その影響については、平常時における水の活用して適切に設計することとしています」としていることから、評価書で示した雨水排水量や、その影響については不確実性の程度が大きいということになる。	項目 不適切事項 番号 H24.12.18 事業者見解 H24.3.27 項目 埋立承認申請の不明な点 番号 H25.11.29 事業者見解 H25.11.29 項目 見解に対する確認番号 H25.12.10 項目 見解に対する確認番号 H25.12.12 項目 見解に対する確認番号 H25.12.17
エ		(6) 消火訓練施設については、「ガスを燃焼させ、この炎を水で消すことで消火することにより、消防剤等の薬剤は訓練のためにあります。」としているが、航空機の基地において、航空機燃料、オイル等による火災の訓練を行なわれていることから、この方法を記載しています。	項目 不適切事項 番号 H24.12.18 事業者見解 H24.3.27 項目 埋立承認申請の不明な点 番号 H25.11.29 事業者見解 H25.11.29 項目 見解に対する確認番号 H25.12.10 項目 見解に対する確認番号 H25.12.12 項目 見解に対する確認番号 H25.12.17

環境影響評価書(埋立事業)に対する知事意見及び事業者

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目 番号	不適切事項	事業者見解	事業者見解	項目 番号	見解に対する確認 番号
(3)	CODは、あくまでも機物の汚染の指標であることを考慮して、サンゴ礁生態の生息環境に予測測定し、サンゴ類の生態環境等への影響を予測評価しました。	(7) 「図-2-4.2.7 代替施設本体の中間に「重防食」の記載があるが、鋼材天板の重防食は工場にて一貫作業により行います。	H24.3.27	H24.12.18	H25.12.10
(4)	辺野古地区先水面作業ヤード及びキャンプ・シコワ敷地内作業場において、コンクリートブロック製作、仮置が行われ、コンクリートブロックの養生水やコンクリートブロック洗浄水が発生する。これに対し、水の汚れの環境保全措置を講ずるとしているが、コンクリートブロックの数量、位置、洗浄水の量、その再利用の方法、コンクリートブロックの養生水の量、処理方法、海水への放出方法等について、具体的に示されていないことから、その効果は不明であり、当該環境保全措置を前段とした評価は妥当ではない。	(8) 土砂による水の濁りに係る環境保全措置として、「改収区域においては、『6.7 土砂沈没防止剤』による水の濁りに影響したところ等に影響する成分は含まれず、人体会及び環境に影響はない」と記載されています。(p.6-7-10、p.6-7-234 参照)	H24.12.18	H25.11.29	H25.12.17

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		
項目 番号	不適切事項 番号	事業者見解	環境生活部長意見の不明な点 番号	事業者見解
	H24.12.18	(5) 大浦湾の中で汚漏防止設置時の流れを表す図が欠けており、大浦湾での図の干満の様子が示されていない。また、代替施設の存在によるサンゴ礁上の海水流への影響が全く予測・評価されていない。	H24.12.27	汚漏防止壁設置時の流れの変化について、上げ潮時、下げ潮時、干満時の様子が示されない。また、サンゴ礁上の海水流の変化については予測評価した結果を記載しました。(p.6-14-120~123参照)
	H24.12.20	(6) 大浦湾は、山で囲まれた湾に河川が流入するという地形条件から特殊な自然環境が形成されており、また、湾に向かい海底の左右の口(リーフギャップ)に沿って岩海岸からの海水が流入していく状況になっており、沖縄島においても類い希な海現象である。こうした海現象において、特殊な地形であるその口の、海水が流入していく方には工事を計画であり、もう一方には工事を期間中に施工するやードや汚漏防止壁を設置することによって、海水の流れに大きな変化を与えることになるため、当該事業の実施に伴う水象への影響が大きいと考える。	H24.12.18	活躍防止壁の設置箇所周辺においては、変化がみられましたが、工事期間中は工事の進捗に伴って流れのパターンが変化するため、流れの変化は一時的であること、汚漏防止壁を浮かせ垂下型にするにより入り組んだ状況を抑制しつつ水象への影響を可能な限り低減していることを踏まえ評価を行っています。
		(7) 予測地点は、「水暈の特性を踏まえて予測地點における流れの状況(流動)」に係る環境影響を把握できる点とあるが、その地点が明確に示されていない。予測地点を明示したうえでその地点の選定理由について適切に記載する必要がある。また、モデルの妥当性にかかる3つの要素(潮流情報、恒流、水温、塩分)の再現性についても同様に着目するべき地點について明示し具体的にモデルの妥当性を示す必要がある。	H25.11.29	予測地点については、代替施設の存在により間接的な影響を受けると想われる辺野古リーフ上及び大浦湾内の西側の沿岸線としており、これらの考え方は再現性の着目点として記載しています。また、潮流構造円、恒流(平均流)、水温、塩分の再現性の妥当性については、上記の予測地点についての考え方も含めた後述結果を記載しました。(p.6-9-70~145参照)
		(8) 予測の方法について、流れの状況(流動)の変化について、予測を行った流れの特性を考慮し、潮流、吹送流、海水流及び干満による浅海域(リーフ)の干出と水没を考慮でき、主な河川からの淡水流入量及び供用時の本体からの排水がとも考慮しました。」としているが、M2分潮流振幅56cmのリーフの干出と水没を考慮できるとは認めがたい。	H25.12.10	浅海域(リーフ)における干出と水没は、計算格子の水深と漏洩とに伴う水面変動の關係から評価されていましたので、境界条件をM2分離とした場合でも考慮できていると考えています。なお、下記意見(1)に閑連して複数の分離を考慮した再現計算を行い、その内容を資料編に記載しました。
		(9) 予測モデルの計算格子を50mとし	H25.12.12	サンゴ礁を含めた海底地形の表現は、深浅測量結果を基にして50m格子で平均化したものであり、水象(波浪及び流れ)をモデルで検討する空間分離性としては十分に詳細な表現と考えています。

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解			
項目番号	不適切事項	事業者見解	事業者見解	環境生活部長意見の不明な点	見解に対する確認及び2次回答
	H24.2.20	H24.12.18番号	H24.3.27番号	H25.11.29	H25.12.10番号
(10)	予測モデルの境界条件は、M2分潮(水位変動)のみを用いているが、潮線の干溝差が約2mであることを踏まえると、この条件では裏付けない。また、示された潮流条件は、不確実性の程度が大きいものと考えられる。そのため、予測の再現性について考慮する必要がある。	境界条件をM2分潮と選定したのは、1年を通して平均的な潮汐条件で実施することを目的としているものと考えています。(p.6-9-70~73 参照)なお、再現に必要な分潮を考慮した再現計算を行い、その内容を資料編に記載しました。			
(11)	予測モデルの妥当性の要素として、潮流算円の再現性が示されていますが、全体的に良好とは言えません。また、示された潮流条件は、計算値と測定値の時間が一致していないこともあります。そのため、妥当性の判断材料が欠けています。	予測モデルの再現性は確保されていると想いますが、その妥当性を示す根拠を追加記載しました。(p.6-9-77~125 参照)			
(12)	流れの変化の予測において、「瀕寺の物質輸送に重要な役割を果たす恒流(平均流)に着目しました。」として、潮流算円の再現性が示されています。しかし、その根拠が示されていない。また、示された潮流条件は、潮流の拡散予測の場合、赤土等の粒子が運動と同時に沈降するメカニズムがあることを説明しています。	恒流(平均流)が物質輸送に重要な役割を果たす恒流(平均流)のみを用いているので、恒流(平均流)による変動を考慮した運動場を用いていますので、上げ潮時や下げ潮時なども含めて計算した結果を記載しました。(p.6-7-120 参照)			
(13)	波浪の反射による波高の低減を図るために環境保全措置として講じられるスリットケーン護岸の効果について、所要の効果(反射率50%以下)に対し、予測の効果シミュレーションの再現性が示されておらず、モデルの妥当性が判断できない。また、干溝差約2mを蓄積時(HWL)では、波浪に対応するスリットの面積が大幅に変化するため、環境保全措置の効果は干溝に左右されるところが大きいものと考えられる。M2分潮(56cm)のみを数値シミュレーションの計算条件としたことによる予測の不確実性は大きいと考えられ、適切とは言えない。	スリットケーン護岸の反射率は、設計値をもどしに設定したものであります。これは、潮位条件による反射率の設計値によれば、潮位条件で最大でも数%差は入射波高に対して最大でも数%であり、平均潮位での反射率を設定することによってと判断していることを記載しました。(p.6-7-148 参照)			
(14)	水象、水の汚れ等のシミュレーションは、範囲と計算値が一致する箇所があり、「再現性は良好である」とは言い難い。	予測モデルの再現性は確保されていると想いますが、その妥当性を示す根拠を記載しました。(p.6-202~208、p.6-9-70~145 参照)			

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		環境影響評価書(理立事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答					
項目 番号	不適切事項 番号	事業者見解 番号	項目 番号	不適切事項 番号	事業者見解 番号	項目 番号	環境生活部長意見の不明な点 番号	事業者見解 番号	項目 番号	見解に対する確認 番号	2次回答
			(5)	海岸線等の改変の程度について消失割合が示されているが、調査結果には消失する自然海岸、半自然海岸、人工海岸がない。そのため、「海岸の区分」に応じた「改変される海岸の延長」の妥当性が判断できない。また、河口部は「河川法適用外の河川も準用」とはあるが、消失する美津川の河口部の海岸延長は記載がない。さらに、代替施設本体の海岸延長が累計と一致していない。以上のことから、これらについて、適切に対応する必要がある。	H24.12.18 事業者見解	H24.12.18 海岸線等の延長及び改変の程度は、環境省による自然環境保全基礎調査の結果に基づく「自然環境情報GIS」を用いて計測したものですので、海岸線等の延長についての計測結果(調査結果)は、「第3章 3.1.4 地形・地質の状況」に記載しました。(p.3-55 参照) 海岸の延長に区分及びそれに応じた「改変された海岸の延長」についても、上記の「自然環境情報GIS」に基づくものです。また、河口部について「河川法適用外の河川も準用」とあることを記載する旨の説明を評価書に記載しました。これらの説明を評価書に記載しました。(p.6-10-215 参照)	H25.1.12.29 H25.1.12.18 事業者見解	H25.1.12.29 海岸線等の延長及び改変の程度は、環境省による自然環境保全基礎調査における記載であることを記載しました。さらに、「河口部」に区分されていているため、改変された海岸の延長に区分されないものと見なされれます。これらの説明を評価書に記載しました。(p.6-10-215 参照)	H25.1.12.10 H25.1.12.17 見解に対する確認	H25.1.12.12 H25.1.12.17 2次回答	
			(6)	施設等の存在に係る評価において、「河川の変化状況に応じて背景地の再整備などの保全措置を考慮します。」と記載があることや海岸線の変化に対する回遊性の方策として、砂浜前面への護堤あるいは海岸堤防の設置などが挙げられます。どあるため、防災上の問題は生じないと言えども、地形・地質への環境影響が生じるということであり、事後調査を実施しないのは適切とは言えない。	H24.12.18 事業者見解	H24.12.18 河川の変化状況に応じて背景地の再整備などの保全措置を考慮します。」と記載があることや海岸線の変化に対する回遊性の方策として、砂浜前面への護堤あるいは海岸堤防の設置などが挙げられます。どあるため、防災上の問題は生じないと言えども、地形・地質への環境影響が生じるということであり、事後調査を実施しないのは適切とは言えない。	H25.1.12.29 H25.1.12.18 事業者見解	H25.1.12.29 河川の変化状況に応じて背景地の再整備などの保全措置を考慮します。」と記載があることや海岸線の変化に対する回遊性の方策として、砂浜前面への護堤あるいは海岸堤防の設置などが挙げられます。どあるため、防災上の問題は生じないと言えども、地形・地質への環境影響が生じるということであり、事後調査を実施しないのは適切とは言えない。	H25.1.12.10 H25.1.12.17 見解に対する確認	H25.1.12.12 H25.1.12.17 2次回答	
			(7)	施設等の存在に係る環境保全の基準又は目標との整合性について、本事業の実施においては、埋立土砂発生区域の改変面積を縮小するよう検討を行っており、「土石、砂利の採取するよう検討を行っており、「土石、砂利及び干拓の事業」及び「埋立土砂発生区域の改変面積を縮小した具具体的な検討結果や、事業別配慮指針に照らし配慮しに内容を示す必要がある。	H24.12.18 事業者見解	H24.12.18 埋立土砂発生区域の改変面積を縮小した具具体的な検討結果は第2章において示したとおりであり、改変面積についても可能な限り抑えることを前提として検討したことにより、周辺環境への影響を最小限にとどめよう配慮を行っていますので、事業別配慮指針における環境保全の目標との整合性も図られています。	H25.1.12.29 H25.1.12.18 事業者見解	H25.1.12.29 埋立土砂発生区域の改変面積を縮小した具具体的な検討結果は第2章において示したとおりであり、改変面積についても可能な限り抑えることを前提として検討したことにより、周辺環境への影響を最小限にとどめよう配慮を行っていますので、事業別配慮指針における環境保全の目標との整合性も図られています。	H25.1.12.10 H25.1.12.17 見解に対する確認	H25.1.12.12 H25.1.12.17 2次回答	
			(8)	予測結果において、「自然景観を構成する重要な要素など」というふうで、…改善区域でも多く存在している」と記述しているが、主務省による「重要な地形及び地質」とは、「学術上又は希少性の観点から重要なものをいう」とあるため、単に「景観上の要素のみでは、調査結果に対して重要な地形及び地質に関する記述や考察が十分ではない」とから、より適切に環境影響の予測・評価を行う必要がある。	H24.12.18 事業者見解	H24.12.18 予測結果において、「自然景観を構成する重要な要素など」というふうで、…改善区域でも多く存在している」と記述しているが、主務省による「重要な地形及び地質」とは、「学術上又は希少性の観点から重要なものをいう」とあるため、単に「景観上の要素のみでは、調査結果に対して重要な地形及び地質に関する記述や考察が十分ではない」とから、より適切に環境影響の予測・評価を行う必要がある。	H25.1.12.29 H25.1.12.18 事業者見解	H25.1.12.29 予測結果において、「自然景観を構成する重要な要素など」というふうで、…改善区域でも多く存在している」と記述しているが、主務省による「重要な地形及び地質」とは、「学術上又は希少性の観点から重要なものをいう」とあるため、単に「景観上の要素のみでは、調査結果に対して重要な地形及び地質に関する記述や考察が十分ではない」とから、より適切に環境影響の予測・評価を行う必要がある。	H25.1.12.10 H25.1.12.17 見解に対する確認	H25.1.12.12 H25.1.12.17 2次回答	
			(9)	辺野古島の米国海兵隊へ提供されている区域の前後の海岸は、海岸法により国土交通大臣が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、沖縄県知事が定めた「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」において海岸環境を積極的に保全する区域「となつているため、提供区域の海岸環境も積極的に保全するところです」。	H24.12.18 事業者見解	H24.12.18 辺野古島の米国海兵隊へ提供されている区域の前後の海岸は、海岸法により国土交通大臣が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、沖縄県知事が定めた「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」において海岸環境を積極的に保全する区域「となつているため、提供区域の海岸環境も積極的に保全するところです」。	H25.1.12.29 H25.1.12.18 事業者見解	H25.1.12.29 辺野古島の米国海兵隊へ提供されている区域の前後の海岸は、海岸法により国土交通大臣が定めた「海岸保全基本方針」に基づき、沖縄県知事が定めた「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」において海岸環境を積極的に保全する区域「となつているため、提供区域の海岸環境も積極的に保全するところです」。	H25.1.12.10 H25.1.12.17 見解に対する確認	H25.1.12.12 H25.1.12.17 2次回答	

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活動部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目 番号	不適切事項	事業者見解	項目 番号	不適切事項	事業者見解	項目 番号	見解に対する確認
H24.2.20	H24.12.18	H24.3.27	H25.11.29	H25.12.10	H25.12.12	H25.12.10	H25.12.17
第3 環境要素毎の予測評価・環境保全措置について	9 塗りについて	11 塗りについて	11 塗りについて	11 塗りについて	11 塗りについて	11 塗りについて	11 塗りについて
(1) 図-6.1.1.2.1.2 飛来塗分の発生メカニズムについて、引用文獻の内容について、指標したところ、消波ブロックを設置したこと、「飛来塗分量は、飛来塗分量は小さい」(p-6-11-53 参照)	飛来塗分の発生メカニズムについて、引用文獻を現実的に表現するため作文稿を用いて、消波ブロックの設置に伴う塗分量が内陸部塗分量に比べて、事業の実施により塗分量が減少するところ、「飛来塗分量は、飛来塗分量は小さい」と予測しています。	飛来塗分のうち、大径塗粒子について、塗分量が内陸部塗分量に比べて、事業の実施により塗分量が減少するところ、「飛来塗分量は、飛来塗分量は小さい」と予測されています。	事業の実施により塗分量が減少するところ、「飛来塗分量は、飛来塗分量は小さい」と予測されています。	事業の実施により塗分量が減少するところ、「飛来塗分量は、飛来塗分量は小さい」と予測されています。	事業の実施により塗分量が減少するところ、「飛来塗分量は、飛来塗分量は小さい」と予測されています。	事業の実施により塗分量が減少するところ、「飛来塗分量は、飛来塗分量は小さい」と予測されています。	事業の実施により塗分量が減少するところ、「飛来塗分量は、飛来塗分量は小さい」と予測されています。
該当なし							
(2) 消波ブロックの設置に伴う塗者が予測されていない。	消波ブロックを含め予測を行い記載しました。(p-6-11-56 参照)	消波ブロックを含め予測を行い記載しました。(p-6-11-56 参照)					
(3) 引用文獻「海岸保全的見地から沖縄の飛塗に関する研究(琉球大学農学部学術報告第25号)」においては台風時における塗分量の特性(第一回の内容)として理論的には全く同一の内容であるとしています。本文獻を記載しました。(p-6-11-53~61 参照)	引用文獻「海岸保全的見地から沖縄の飛塗に関する研究(琉球大学農学部学術報告第25号)」においては台風時における塗分量の特性(第一回の内容)として理論的には全く同一の内容であるとしています。本文獻を記載しました。(p-6-11-53~61 参照)	引用文獻「海岸保全的見地から沖縄の飛塗に関する研究(琉球大学農学部学術報告第25号)」においては台風時における塗分量の特性(第一回の内容)として理論的には全く同一の内容であるとしています。本文獻を記載しました。(p-6-11-53~61 参照)					
(6) 飛来塗分による影響の予測について、消波ブロックの設置に伴う塗者が予測されないなど、予測が適切に行われていないことから、植物に対する塗害の予測、評価を行なう必要がある。	飛来塗分による影響の予測について、消波ブロックの設置に伴う塗害の予測を記載しました。(p-6-18-19、p-6-18-140 参照)	飛来塗分による影響の予測について、消波ブロックの設置に伴う塗害の予測を記載しました。(p-6-18-19、p-6-18-140 参照)					

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解				埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解	見解に対する確認及び2次回答		
項目 番号	不適切事項	事業者見解	事業者見解	項目 番号	環境生活部長意見の不明な点 事業者見解	項目 番号	見解に対する確認 2次回答
ウ	騒音による影響について、回転翼機による騒音の予測結果を照合し、記載しました。(p.6-13-273 参照)	H24.12.18 H24.2.20	H24.3.27 H24.12.18	H24.3.27 H24.12.18	魚類等に対する振動の影響は必ずしも明らかでないことから、(7)「海底振動の発生は、..日中のみで夜間は発生しないこと」、「既往知見において振動が影響を及ぼす可能性のある時間については、昼夜の時間帯ではなく、特に想定される範囲は局所的などとされています。」から、生息環境の変化は小さいとしているが、日中のみにしか振動が発生しないことをもつて生息環境の変化は小さいとする根拠を明らかにする必要があります。	H25.11.29 H25.12.10	H25.12.12 H25.12.17

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目	番号	項目	番号	項目	番号
工	H24.2.20	事業者見解	H24.12.18	事業者見解	H24.3.27
工	H24.2.20	事業者見解	H24.12.18	(7)夜間工事の影響について 工事は、方略等による影響について本事業において本事業者は、方法書等において本事業に伴う影響要因を法改正に従事する生産等、意見等に基づいて、具体的な計画を策定していく上で、予測評価を行っています。訓練水域の存在は、現在、訓練等工事を行う上で、予測評価を行います。訓練水域の存在は、現在、訓練等工事を行う上で、予測評価を行います。訓練水域の範囲を前提として予測評価を行うため、訓練水域が変更されることが予測される可能性の要因となることがあります。	(7)夜間工事の影響について 工事は、方略等による影響について本事業において本事業者は、方法書等において、「工事等による影響の進行は日中に限られる」として、夜間工事をは施設の構造工上陸する可能であり、ウミガメ類が上陸する可能であり、ウミガメ類が上陸する可能性があることから、夜間等工事を行う場合の影響についても予測する必要がある。(p-6-13-260、261 参照)

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目 番号	不適切事項	事業者見解	事業者見解	項目 番号	環境生活部長意見の不明な点 事業者見解
(3)	環境保全措置としてのナトリウム・アンプ等の適用について、米軍に対することにより周知するとしているが、その実効性は不明である。	米軍への周知に当たっては、米軍が環境保全措置を理解し、実施するよう十分調整を行い、万が一、米軍が警護に応じない場合も機会あるごとに米軍に要請を行うなど、環境保全に向けた取り組みを実施していくます。	オ 大浦湾奥で確認されたトカラガハゼについて、事業者の実施による孵化した仔魚の湾内への移動、渾濁化した仔魚の干潟への影響底への影響の予測が行われない。トカラガハゼの稚仔魚は、みお筋の流れに乗って移動や仔魚の加入もあると推定されますが、稚仔魚調査においてトカラガハゼが考慮されておらず、汚漏防止壁の展示音、作業船の夜間光による水中音、作業船の夜間光などによる影響についても考察されていない。	H24.12.18 番号 H24.3.27 番号 H24.1.218 番号	トカラガハゼは、大浦湾奥部の大浦川河口及び二見地区地先の干潟において稚魚と成魚が確認されました。ただし、当該地域の個体だけで群を維持しているのではなく、他の地域からの稚魚の移動や仔魚の加入もあると推定されます。事業実施によつて大浦湾への湾外水の出入りは大きく変化しないと予測されています。その後の汚漏防止壁の展示、では、他の浮遊類魚類仔魚も含めて、浜泥・水中原の仔魚の予測結果を加えました。このうち汚漏防止壁の影響による影響は見るものの、他の影響はないと推定されます。
(4)	施設の存在、供用時における海域機能の重要性について、改変予定期地への影響の変化はほとんど無いとしているが、その根拠が不明であり、環境保全措置について検討されている。また、改変予定期周辺に複数個体の生育が確認されているが、改変予定期地以外では事業実施区域近傍の辺野古地先で改変予定期だけとはせず、改変予定期周辺にある近傍を含むことについても環境保全措置が検討されていない。	赤水等流出ブレントで使用する薬剤について、魚毒性は考慮されているが、その他の種に対する影響は示されていない。	力 海水象、水の汚れ、水の濁り海水象、水の汚れ、水の濁り、改変予定期地以外の変化は各項目で示してあります。この変化予測を基に生物への影響を予測しました。ただし、予測に不確実性の伴るものについては、事後調査等を実施することについて記載しました。生動物の重要な機能等については事業実施前に出来る限り検査することとしており、対象箇所は改変予定期だけとはせず、改変予定期周辺にある近傍を含むことについても環境保全措置が検討を予定します。(p.6-13-344参考)	H25.11.29 番号 H25.12.10 番号 H25.12.12 番号 H25.12.17 番号	自然界に放出される化学品について、生態系への影響に配慮した生態影響試験を実施し、評価することが化学品審査規制で求められていますが、本事業で用いられる薬剤について、どのような配慮がされているかどうかを検証し、安全性に疑問が生じた場合には別途生物試験等を行うなどして、安全性を担保する二つを検討します。

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者意見解説		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目	不適切事項 番号	事業者見解 番号	事業者見解 番号	環境生活部長意見の不明な点 番号	事業者見解 番号
	H24.2.20	H24.12.18	H24.3.27	H24.12.18	H25.11.29
(3) 評面について					
ア 環境保全措置を講じることを踏まえて予測しているが、影響を及ぼすおそれがあると予測される影響を低減するため、予測された環境保全措置の効果をより良くすることで環境への影響を更に低減することを目的として、さらに詳しく述べる環境保全措置を示している。				シミュレーション等の予測結果を割率、影響に対する保全措置を講じたうえで、より影響の回遊・底層の効果が得られるような配慮を示して説明しました。	
イ 海藻類について、一部において影響を及ぼすおそれがあると予測し、予測された影響を低減する効果をより良くすることを目的として、「工事の実施における周辺海域の海草叢の生育分布状況が明らかに低下してしまった場合には、必要に応じて、専門家等の指導・助言を得て、生育基盤の改善による生育範囲拡大に限り実施」などと記載しました。(p.6-15-227~231 参照)				知事意見における「生育分布状況が明らかに低下する前の前」の表記は現段階の影響を詳しく、手法等を詳細に記載することは困難です。このため、事後調査において変化が見られた場合、専門家の指導・助言を踏まえ検討することとしています。このうち、場所の生育分布状況の低下による影響を踏まえ、専門家の指導・助言を得て、生育基盤の環境改善方法について、具体的に記載しました。(p.6-15-227~231 参照)	
ウ 米軍への周知や底生動物の移動といった環境保全措置が底層の生育する藻類の消失を少なくてできるよう計画したこと、大浦湾西岸海草作業ヤード並びに開港場設置の回復を図っています。また、施設の存在に伴う海底・底層の消失によりやすむを得ず生物の移動能力の低い底生動物については、埋立てによる消失する効果について記載しました。(p.6-13-347 参照)				代替施設の位置について海草類の生育する藻類の消失を防ぐための低層の存在による環境影響をどのように回避したのかを明らかにする必要があります。また、埋立てによって海域環境が消失することになると、その回遊・底層できなかつて環境影響に対する代償措置を明らかにする必要がある。	

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目 番号	不適切事項 番号	事業者見解	事業者見解	項目 番号	環境生活部長意見の不明な点 番号
	H24.2.20	H24.12.18	エ	H24.3.27	H24.11.29
		ウミガメ類の確認位置を遡けて冲合を航行する計画について、具体的な航行位置を示すこととの意義に対し、作業船の具体的な航行位置が示されていないこと、工事用船橋について、ウミガメ類との衝突が避けられるような速度で航行するとしているが、具体的な速度とその設定根拠が記載されていないこと、また、昇張りの動行とあわせることで効果は相応程度に示されているが、その根拠が示されていないこと等から、環境保全措置の効果の程度が明らかではない。	船舶の航行による影響については、海外の事例より、シーコンサルティングの航路及び航行速度について、できる限り具体的に記載し、環境保全措置の効果についての説明を記載しました。(p.6-1-9、10参照)	H24.12.18	H25.12.10
		海上ヤード撤去後の海底地形に關する環境保全措置は、周辺と同等の環境となるよう努めます」とし、海上ヤード撤去後に実施する事後調査の結果を踏まえ、必要に応じ対策を検討すると述べ、現時点で具体的な手法が示されておらず、環境保全措置の効果が明らかではない。	海上ヤード撤去する場合、海上ヤード周辺の海底は平坦な砂質であることにから、撤去後は特設の措置をどんくても、原状の環境に回復するものと想定していままであるが、それでもその跡地及び周辺の海棲生物の生息状況を事後調査し、その状況を踏まえ、必要に応じ対策を検討します。	H24.12.18	H25.12.12

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解	
事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目	不適切事項	事業者見解	事業者見解
番号	H24.2.20	H24.12.18	H24.1.18
	力	<p>施設の存在時ににおける海棲植物の重要な種の生育環境への影響について、改変予定地以外の周辺の生態環境の変化はほとんど無いとしているが、その根拠が不明であり、環境保全措置について検討されていない。</p> <p>また、改変予定地以外で個体の生育が確認されている種だけではなく、改変予定地の辺野古沖先地でしか確認されていない種についても環境保全措置が検討されていない。</p>	<p>水象、水の流れ、水の濁り、海岸地形の変化による測定結果は各項目で示しています。この変化を予測を基に生物への影響を予測しました。ただし、予測には不確実性の伴うものについては、事後調査等を実施することについて記載しました。</p> <p>底生動物の重要な種等については事業実施前に出来る限り移植することとしており、が象箇所は改変予定範囲だけではなく、影響範囲にある近傍を含むことを予定します。(p-6-13-34 参照)</p>
	(4)	<p>存在時の水質の変化による影響について、COD及び有効酸素はほとんど変化しないこととをもつて、「海域の富栄養化や大湊奥部の汽水環境等の変化は生じないと想定する」としたことは生じないと考えられる」とした根拠を示す必要がある。</p>	<p>COD濃度及び他の局所的であると予測されることがあるから、富栄養化や大湊奥部の汽水環境等の変化は生じないと想定しています。なお、予測結果の妥当性については、「6.6 水の汚れ」及び「6.9 が象」に記載しました。(p-6-202 , p-6-9-142 参照)</p>
	(5)	<p>海岸線の変化による影響について、「辺野古海岸から辺野古崎に至る海岸については、海岸線の中央部では汀線が最大で約20m後退すると予測し、代替施設に接する東側と辺野古本地先水面作業やドート跡に対する西側では、汀線が前進する」ということをもつて、「辺野古漁港から辺野古崎に至る海岸については、海域動物の生息環境としての海滨は維持される」とした根拠を示す必要がある。</p>	<p>代替施設の存在により、当該範囲の汀線は変化すると予測ました。ただし、シールズ数の変化予測からではなく、新規開拓は変化しないものと考えられ、汀線の形状は変化するものの、汀線付近の生物生息環境は維持されるとの予測を記載しました。</p>
	(6)	<p>工事の実施及び施設等の存在において、改変区域内に生息する底生動物のうち、主に自力移動能力の低い貝類や甲殻類の重要な種について、埋立工事の着手手前に、現地調査時に重要な種が確認された地点及びその周辺において、可能な限りの人力精査を行い、各種の生息に適した周辺の場所へ移動を行う」としているが、当該環境保全措置の効果の程度を示す必要がある。</p>	<p>重要な種を含む底生動物等の精査・移動については、現地調査の結果等及び専門家等の指導・助言を踏まえながら、効率的な作業を検討、立案して行うこととしています。</p>

環境影響評価書(航行事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目 番号	事業者見解	項目 番号	環境生活部長意見の不明な点	事業者見解	項目 番号
項目 不適切事項 番号	H24.2.20	項目 不適切事項 番号	H24.3.27	項目 不適切事項 番号	H24.12.18
(7)	製作されたケーンソングを海上ヤードまで曳航する際、ケーンソングの船体によつて大湊港内の港瀬を浸漬しなければならない事が生じることが考えられる。このことからサンゴや海底生物へ悪影響を与えることが考えられるため、曳航の経路を示す必要がある。	(8)	二重繩切岸壁は、里立工事を実施するために必要な仮設構造物であるものと考えるが、その施工方法について、海城生物に与える影響について検討終結が示されていない。可能な限りの環境保全措置を講じるとしていることから、打撃工事を伴わない、より良い施工方法について、比較検討を行う必要がある。	(9)	係船櫓能付護岸、いわゆる岸壁を設置することとしているが、その構造を確保するためには、許可書に「当該事業の実施区域が外洋に面しており、…非常に厳しい海象条件であること」と記されていることから、防波堤等の外部施設の必要性があるものと考えられ、これが海城生物への悪影響を与えることが懸念されるものである。その影響も後計する必要がある。

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解

項目 番号		事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目 番号	不適切事項	H24.12.18 番号	H24.12.18 番号	項目 番号	環境生活部長意見の不明な点	事業者見解	項目 番号
8	サンゴ類について	H24.12.18 番号	H24.12.18 番号	11	サンゴ類について 調査結果については、優占するサンゴ類とその群体形を取りまして、その群体形を示しました。また、この結果をもとに当該海域を7つの海域に区分し、各海域における主なサンゴ類とその群体形について記載しました。(p.6~14~27、30、50、55、90~96参照)	(1) ライン調査及びスポット調査において出現在したサンゴ類に対しても、その群体形を示して、その結果を示しました。また、この結果をもとに当該海域を7つの海域に区分し、各海域における主なサンゴ類とその群体形について記載しました。(p.6~14~27、30、50、55、90~96参照)	13 サンゴ類について サンゴ類の移植技術は確立されものではないため、予測の不確実性の程度が大きいにこから、例えば、改築区段のサンゴ類を一度に移植してしまうため、移植の具體的な方法、専門家の指導・助言を得て検討を行うことによ、適切に対応が、いずれにせよ、適切に応じます。
	(1) 調査結果については、優占するサンゴ類とその群体形を取りまして、その群体形を見比べてみると、サンゴ類及びスポーツ調査の結果について、優占するサンゴ類とその群体形は取りまとめられていない。						
	(2) 溶着濃度の変化による影響について、CODおよび塩分の変化の予測結果を基に溶着濃度が COD 及び塩分の変化の変化の相関性は示されていない。			(1) 溶着濃度の変化による影響 溶着濃度の変化についての予測結果を基に溶着濃度として予測・評価し、結果を記載しました。(p.6~14~150~159 参照)	(1) 大浦湾東部に分布するユゴイダハマサンゴ群生を含め、注目すべきサンゴ群集に及ぼす影響について、生態範囲の環境特性を踏まえ、事業による影響を新たに予測・評価し、記載しました。(p.6~14~160、161 参照)	(1) 事業調査について、移植サンゴ類の生態状況の調査として、調査時期・期間を「移植後概ね3ヶ月毎」として設定しているが、移植から調査開始までの期間を概ね3ヶ月とすることの妥当性が示されていないことから、移植後の生育が不良であった場合の原因(環境条件が適合していないのか、物理的な外因等による影響等)を特定することなどが困難となることいや、必要な対策を講じることができるなくなることが懸念される。	
				(2) 溶着濃度の変化による影響 溶着濃度の変化についての予測結果を基に溶着濃度として予測・評価し、結果を記載しました。(p.6~14~150~159 参照)	(2) 当該地域におけるサンゴ礁は生物多様性が豊かであると考えられるが、特に当該地域において内海的な構成所で生息しているサンゴ礁を含むサンゴ群集は貴重であるので、事業の実施による環境影響については、そのことを勘案した予測・評価が必要である。	(2) 事業調査について、移植サンゴ類の生態状況の調査として、調査時期・期間を「移植後概ね3ヶ月毎」として設定しているが、移植から調査開始までの期間を概ね3ヶ月とすることの妥当性が示されていないことから、移植後の生育が不良であった場合の原因(環境条件が適合していないのか、物理的な外因等による影響等)を特定することなどが困難となることいや、必要な対策を講じることができるなくなることが懸念される。	
	(3) サンゴ類の予測結果において、4年次4ヶ月において、汚漏防止壁の追加展張を行ない、環境保全措置とします。これについて全範囲において、SS 抵散シミュレーションを行い、予測・評価し、結果を記載しました。(p.6~14~101~105 参照)			(3) サンゴ類の予測結果において、4年次4ヶ月において、汚漏防止壁の追加展張を行ない、環境保全措置とします。これについて全範囲において、SS 抵散シミュレーションを行い、予測・評価し、その結果を記載しました。(p.6~14~101~105 参照)	(3) サンゴ類の予測結果において、4年次4ヶ月において、汚漏防止壁の一部において、2mg/L以上の濁りが拡散するととしているが、その範囲は、大浦湾口東及び辺野古地先の概ね半分を占めており、「工事の濁りがサンゴ類の生息環境に与える影響は全般的に小さいと考えられる。」とする評価は妥当ではない。		

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目 番号	事業者見解	項目 番号	環境生活部長意見 事業者見解	項目 番号	見解に対する確認 2次回答
項目 不適切事項	H24.2.20	項目 不適切事項	H24.3.27	項目 不適切事項	H24.12.18
項目 番号	H24.12.18	項目 番号	H24.3.27	項目 番号	H25.11.29
工	埋立区域内に生息するサンゴ類の移植にはたっては、移植技術が未だ十分に確立されたものではないことを会員間に置きながら、これまでに得られた現地調査結果の情報や、沖縄県のサンゴ移植マニュアル等の既往資料の情報を踏まえ、最も適切と考えられる手法による移植を行い、その後調査を行つて、環境監視調査、事後調査の後に、環境計画は有識者の指導・助言を踏まえて行つことを記載しました。	埋立区域内に生息するサンゴ類の移植にはたっては、移植技術が未だ十分に確立されたものではないことを会員間に置きながら、これまでに得られた現地調査結果の情報や、沖縄県のサンゴ移植マニュアル等の既往資料の情報を踏まえ、最も適切と考えられる手法による移植を行い、その後調査を行つて、環境監視調査、事後調査の後に、環境計画は有識者の指導・助言を踏まえて行つことを記載しました。	埋立区域内に生息するサンゴ類の移植にはたっては、移植技術が未だ十分に確立されたものではないことを会員間に置きながら、これまでに得られた現地調査結果の情報や、沖縄県のサンゴ移植マニュアル等の既往資料の情報を踏まえ、最も適切と考えられる手法による移植を行い、その後調査を行つて、環境監視調査、事後調査の後に、環境計画は有識者の指導・助言を踏まえて行つことを記載しました。		
(5)	過去の白化現象によって沖縄本島の海域においてサンゴの被度が低下していることから、現在の沖縄島周辺海域においては、5~25%の被度は決して低いとは言えないものであることや、本海域は本来、サンゴ類が高い被度で生息している可能性があるが、将来回復する可能性があるが、そうしたことを見越して予測・評価がなされていない。	サンゴ類について、は、被度5%以上の分布域を対象として予測・評価しています。また、サンゴ類の予測・評価面に当たつては、現在の生息域に、白化現象前の生息域、サンゴ類の死骸が瓦礫となっている区域、地形及び波浪条件がその生息条件に合致する区域を重ね合わせることにより、サンゴ類の潜在的な生息域(生息ポテンシャル域)として整理し、これを対象とし予測・評価を行つ、結果を記載しました。(p.6-14-117~119、122、123、134~136 参照)	サンゴ類について、は、被度5%以上の分布域を対象として予測・評価しています。また、サンゴ類の予測・評価面に当たつては、現在の生息域に、白化現象前の生息域、サンゴ類の死骸が瓦礫となっている区域、地形及び波浪条件がその生息条件に合致する区域を重ね合わせることにより、サンゴ類の潜在的な生息域(生息ポテンシャル域)として整理し、これを対象とし予測・評価を行つ、結果を記載しました。(p.6-14-117~119、122、123、134~136 参照)		
(6)	代替施設の存在により起ころる海水運動の変化が、サンゴ類に及ぼす影響について、予測・評価が適切になされていない。	代替施設の存在に伴う海水運動の変化がサンゴ類に対する影響について、サンゴ類に対する影響海水運動の作用を明確にするとともに、評価基準を設定して予測・評価し、結果を記載しました。(p.6-14-120~133 参照)	代替施設の存在に伴う海水運動の変化がサンゴ類に対する影響について、サンゴ類に対する影響海水運動の作用を明確にするとともに、評価基準を設定して予測・評価し、結果を記載しました。(p.6-14-120~133 参照)		
(7)	赤土等漏出防止対策としての漏水処理プラントで使用する薬剤について、魚毒性は考慮され、いるが、サンゴ類に対する影響は示されていない。	自然界に放出される化学品については、生態系への影響に配慮した生態影響試験を実施し、評価することができますが、本事業で用いる薬剤について、このようない影響がされているかどうかを検証し、安全性に疑問が生じた場合には別途生物試験等を行うなどして、安全性を担保することを検討します。	自然界に放出される化学品については、生態系への影響に配慮した生態影響試験を実施し、評価することができますが、本事業で用いる薬剤について、このようない影響がされているかどうかを検証し、安全性に疑問が生じた場合には別途生物試験等を行うなどして、安全性を担保することを検討します。		

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目 番号	不適切事項 番号	事業者見解	事業者見解	項目 番号	事業者見解
	(8)	海上ヤードを、塊状ハマサンゴ群生から約300m離すとしているが、その他のサンドアーチによる影響、ケーン・仮置きによる影響、底質、海底地形の変化等による影響を予測・評価していく必要がありますが、塊状ハマサンゴ群生に対する影響についても検討した結果を記載しました。(p.6-14-101~115参照)	海上ヤードがサンドアーチによる影響に伴う水象、底質、ケーン・仮置きによる影響、ケーン・仮置きによる影響、底質、海底地形の変化等による影響を予測・評価していく必要がありますが、塊状ハマサンゴ群生に対する影響についても検討した結果を記載しました。(p.6-14-101~115参照)	H24.12.18 番号	海上ヤードがサンドアーチによる影響に伴う水象、底質、ケーン・仮置きによる影響、ケーン・仮置きによる影響、底質、海底地形の変化等による影響を予測・評価していく必要がありますが、塊状ハマサンゴ群生に対する影響についても検討した結果を記載しました。(p.6-14-101~115参照)
	(9)	海上ヤードがサンゴ群生に与える影響については、水の濁り・堆積による影響、ケーン・仮置きによる影響、底質、海底地形の変化等ですが、塊状ハマサンゴ群生に対する影響についても検討した結果を記載しました。(p.6-14-101~115参照)	海上ヤードがサンゴ群生に与える影響については、水の濁り・堆積による影響、ケーン・仮置きによる影響、底質、海底地形の変化等ですが、塊状ハマサンゴ群生に対する影響についても検討した結果を記載しました。(p.6-14-101~115参照)	H24.3.27 番号	海上ヤードがサンゴ群生に与える影響については、水の濁り・堆積による影響、ケーン・仮置きによる影響、底質、海底地形の変化等ですが、塊状ハマサンゴ群生に対する影響についても検討した結果を記載しました。(p.6-14-101~115参照)
	(10)	工事の実施及び施設等の存在の評価について、「大浦湾西岸作業ヤード並びに開道した浚渫を取り止め、環境影響の回避をやく」などしてあるが、作業ヤード並びに浚渫を取り止めることを環境保全措置とすることは妥当ではない。	工事の実施及び施設等の存在の評価について、「大浦湾西岸作業ヤード並びに開道した浚渫を取り止め、環境影響の回避をやく」などしてあるが、作業ヤード並びに浚渫を取り止めることを環境保全措置とすることは妥当ではない。	H24.12.18 番号	工事の実施及び施設等の存在の評価について、「大浦湾西岸作業ヤード並びに開道した浚渫を取り止め、環境影響の回避をやく」などしてあるが、作業ヤード並びに浚渫を取り止めることを環境保全措置とすることは妥当ではない。
	(11)	施設の存在時ににおける波浪の変化による影響について、「波浪の変化は、代替施設本体の南側護岸沿い及び海上ヤード周辺の範囲でみられますが、サンゴ類の生息する範囲では変化はみられない」とあるが、水象で示した予測では、海上ヤード付近においては、異常波浪時には波高の変化を受けなる可能性があり、これらの予測がなされていない。	施設の存在時ににおける波浪の変化による影響について、「波浪の変化は、代替施設本体の南側護岸沿い及び海上ヤード周辺の範囲でみられますが、サンゴ類の生息する範囲では変化はみられない」とあるが、水象で示した予測では、海上ヤード付近においては、異常波浪時には波高の変化を受けなる可能性があり、これらの予測がなされていない。	H25.11.29 番号	施設の存在時ににおける波浪の変化による影響について、「波浪の変化は、代替施設本体の南側護岸沿い及び海上ヤード周辺の範囲でみられますが、サンゴ類の生息する範囲では変化はみられない」とあるが、水象で示した予測では、海上ヤード付近においては、異常波浪時には波高の変化を受けなる可能性があり、これらの予測がなされていない。
				H25.12.10 番号	施設の存在時ににおける波浪の変化による影響について、「波浪の変化は、代替施設本体の南側護岸沿い及び海上ヤード周辺の範囲でみられますが、サンゴ類の生息する範囲では変化はみられない」とあるが、水象で示した予測では、海上ヤード付近においては、異常波浪時には波高の変化を受けなる可能性があり、これらの予測がなされていない。
				H25.12.12 番号	施設の存在時ににおける波浪の変化による影響について、「波浪の変化は、代替施設本体の南側護岸沿い及び海上ヤード周辺の範囲でみられますが、サンゴ類の生息する範囲では変化はみられない」とあるが、水象で示した予測では、海上ヤード付近においては、異常波浪時には波高の変化を受けなる可能性があり、これらの予測がなされていない。
				H25.12.17 番号	施設の存在時ににおける波浪の変化による影響について、「波浪の変化は、代替施設本体の南側護岸沿い及び海上ヤード周辺の範囲でみられますが、サンゴ類の生息する範囲では変化はみられない」とあるが、水象で示した予測では、海上ヤード付近においては、異常波浪時には波高の変化を受けなる可能性があり、これらの予測がなされていない。

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目	番号	事業者見解	事業者見解	項目	番号
項目 不適切事項	H24.2.20	H24.12.18	H24.3.27	項目 環境生活部長意見の不明な点	事業者見解
				H25.11.29	H25.12.10
(12)		工事中の水の漏りや施設の存在感における水の流れ、水温・塩分の変化によるサンゴ類への影響を予測するのにあたり、第11層(0~2m)のみにおいて、予測結果を整理して考察しているが、注目すべきサンゴ類が生息する水深においても予測結果を示し、考察する必要がある。	工事中の水の漏り、存在時ににおける流れ、水温・塩分の変化がサンゴ類に及ぼす影響について、サンゴ類の生息水深層の変化を踏まえて予測したことなどを記載しました。(p.6-14-101~105、122~131、141~146 参照)		
(13)		事業者の積極的な環境配慮ある環境保全措置として、環境配慮型の護岸構造物を活用することも視野に、サンゴの着生や被覆の向上等に効果が期待できる工夫等について、可能な限り具体的に検討する必要がある。	キヤンブ・シユワフ車両の海底面はサンゴ類の死骸が互換になつていているなど、サンゴ類の生息環境の一つと看做される潜在的な生息場においては、現状ではサンゴ礁環境にとって影響が大きいと考えられます。このため影響を少しでも軽減することを目的として、代替施設の大浦湾開拓ケーン(マウンド部分)及び南側鋼堤護岸消波ブロックを対象にサンゴ類等が着生しやすい構造を適用することを記載しました。(p.6-14-165~169 参照)		
(14)		堆積物移動のシミュレーションについては、サンゴ礁海域の特性が反映されておらず、不適切な予測結果となっている。	台風等による高波浪に伴う浮遊砂がサンゴ類に及ぼす影響については、予測条件を明確にして記載しました。(p.6-14-137~140 参照)		

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する知事意見及び事業者見解	
項目 番号	不適切事項	事業者見解	事業者見解
9	海藻草類について 海藻草類に対する排水による影響について、海藻草類の極度50分の影響によると予測されるが、このことによる海草床への影響については予測されていない。	(1) 「海草床場の生育範囲における生態基盤改善措置による生育範囲拡大に関する生育分布状況の改善方法の実施は、生育分布状況の底層下の判断基準、具体的な内容等が示されておらず、その実施も含め効果について不確実性が大きい。	(1) 海藻草類について 海藻草類に対する排水による影響について、海藻草類の極度50分の影響によると予測されるが、このことによる海草床への影響については予測されていない。
		(2) 代替施設の存在により、海浜流が海岸線に強制的に流れ、その波により砂が移動し、海藻類の被度50～75%以下に於いて砂が堆積するなど予測されているが、このことによる海草床への影響についても予測されていない。	(2) 代替施設の存在により、海浜流が海岸線に強制的に流れ、その波により砂が移動し、海藻類の被度50～75%以下に於いて砂が堆積するなど予測されているが、このことによる海草床への影響についても予測されていない。
			(3) 埋立てにより消失する海藻業場の面積は、東側・南側で「ゴン」が面積とされている面積にほぼ匹敵する。また、大浦湾で消失する部分にもジュゴンの食み跡が見られ、さらに、環境団体の調査において、大浦港内平成21年から23年にかけて込み跡が確認されているが、これらのこと考慮した予測・評価がなされていない。
			(4) 施設の存在に伴う海底地形の変化について、台風等による高波浪に伴う護岸付近の海藻類への影響について予測・評価する場合は環境保全措置を検討することを記載しました。(p.6-15-204 参照)

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目 番号	不適切事項 番号	事業者見解 番号	事業者見解 番号	項目 番号	環境生活部長意見の不明な点 番号
	(5)	H24.12.18 H24.2.20	H24.3.27 H24.1.21.18	H24.1.21.18 H25.11.29	項目 環境生活部長意見の不明な点 番号
	(6)			H25.12.10 H25.12.12	項目 見解に対する確認 番号
				H25.12.12 H25.12.17	項目 見解に対する確認 番号

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目	不適切事項 番号	事業者見解 番号	事業者見解 番号	項目	環境生活部長意見の不明な点 番号
(3)	「ジユゴン」については、調査範囲に辺野古地先海域を含めた複数年調査を実施したことと、その知識調査に対し、「平成19年度や平成21～22年度の自 主的調査も含め、3カ年以上以上(複数年)の調査データを用いて予測・評価を行いました」との見解を示しているが、平成21～22年度の自 主的調査結果についても調査の手法及び調査結果を加えて考察を加え、住民等や関係市村長の意見が反映されていない。	平成21年度以降に実施した調査は、方法書に記載した現地調査と同じ手法で行っているため、調査の手法は妥当と考えています。	H24.3.27	(3) 「ジユゴン」については、調査範 囲に辺野古地先海域を含めた複数年調査を実施することと同じ手法で行っているため、調査の手法は妥当と考えています。	H24.12.8
(4)	「ジユゴン」については、調査範囲に辺野古地先海域を含めた複数年調査を実施したことと、その知識調査に対し、「平成19年度や平成21～22年度の自 主的調査も含め、3カ年以上以上(複数年)の調査データを用いて予測・評価を行いました」との見解を示しているが、平成21～22年度の自 主的調査結果についても調査の手法及び調査結果を加えて考察を加え、住民等や関係市村長の意見が反映されていない。	平成21年度以降に実施した調査は、方法書に記載した現地調査と同じ手法で行っているため、調査の手法は妥当と考えています。	H24.12.18	(4) 「ジユゴン」については、調査範 囲に辺野古地先海域を含めた複数年調査を実施することと同様の手法で行っているため、調査の手法は妥当と考えています。	H25.11.29

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する知事意見及び事業者見解	
項目番号		項目見解	
(6)	個体識別できなかつた15頭について、A～Cのいずれかの個体であると推定した具体的な根拠が不明である。	イ 個体識別ができなかつた個体について、確認日前後の出現状況や出現海域から、個体A～Cのいすれかに該当する可能性が高いと考えた根拠を整理し、記載しました。(p.6-16-174、175参照)	事業者見解 H24.12.18 番号 H24.12.18
(7)	水中ビデオカメラで撮影された個体について、難い可能性も考えられるとしていたが、当該個体ではないという根拠は不明である。	ウ 撮影工事を行う夜間作業の3ヶ月間ににおいて使用される照明の種類や照度、また、夜間の作業時間などの詳細を明らかにすることとの意見に対し、説明の種類や照度、数、夜間の作業時間などは示されていない。	事業者見解 H24.3.27 番号 H24.12.18
(6)	作業船のスクリュー音による影響についても予測する。こととの意見に対し、作業船の稼動数が最も多くなる時期を予測対象時期として予測がなされ、当該工事による騒音が、作業船の船舶騒音による影響と同時に進行する工事による騒音を合算した結果を示す必要がある。	イ 作業船のスクリュー音が最大となる時期に合わせて、確認日以前後の中止する工事を行い、作業船の稼動数等も路路まで工事を実施するところとともに、水中音の発生レベルの高い杭打ち工事を実施する際には、ジユゴン、「突然の衝撃を与えないよう」に、初めは弱く打撃し、一定時間経過後に所定の打撃力で杭打ちを行なう方法を用いるものです。具体的な方法については、現時点では載れる見方に基づき、最大限の検討を行ないますが、専門家等の指揮・助言を得て、ジユゴンへの影響が最小限になるよう努めます。	事業者見解 H25.11.29 番号 H25.11.29
(7)	平成21年2月に水中ビデオ撮影された個体について、難い可能性も考えられるとしていたが、当該個体ではないという根拠は不明である。	ウ 撮影工事には、「繁殖油の個体」と表記)であれば、その性別は難の可能性があると記述しました。その後の解析により、水中ビデオの映像に尾鰭左側に切れ込みが確認されたことから個体Aであることが確認でき、さらにおいて個体Aに雌の生殖器が確認されたため、撮影されたジユゴンは個体Aであることを記載したものです。	事業者見解 H25.12.10 番号 H25.12.10

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解

項目 不適切事項		事業者見解		環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解								
項目番号	不適切事項番号	事業者見解番号	不適切事項番号	事業者見解番号	環境生活部長意見番号	事業者見解番号	見解に対する確認及び回答番号							
(8)	航空機騒音による影響はコース直下の限られた範囲にとどまることから、ジユゴンの行動や生息範囲における影響は小さいと予測しているが、コントラクトに基づく、発生する騒音の量と予測される具体的な影響範囲をもとに、影響時間も考慮されていない。また、予測はCH-53を用いて行われるオースペシアルが、より騒音レベルが大きいと思われるオースペシアルを用いて、又は、ジユゴンの可聴域において騒音レベルが最大になる航空機を用いて行う必要があり、予測は適切ではない。	H24.12.18	H24.3.27	エ	航空機騒音による影響は、飛行経路とジユゴンの生息範囲の重複下においてける影響範囲を踏まえて、予測評価しました。また、航空機の速度をもとに、影響レベルをを超える水中音の持続時間を推定し記載しました。 また、航空機騒音による影響は、オースペシアル(WAV-22)によるが空機騒音による影響についても予測・評価し、記載しました。(p.6-16-264～267参照)	H24.12.18	H25.11.29	(7)	ジユゴンの生息域を越けた航行を断行する計画について、具体的な航行位置を示すこととの意見と、工事実施時の作業船の具体的な航行位置が示されていない。	H25.12.10	H25.12.10	施設の供用後ににおけるジユゴンの生息状況に係る事後調査として、ヘリコプターを用いた追跡調査は危険性を伴うため困難との影響を考慮して、ジユゴンへの影響を考察するためのジユゴンへの移動経路などを把握するには、行動範囲や移動経路などを把握する方法を確認する方法を示す必要がある。	H25.12.17	H25.12.17
(9)	水中に入射した音が影響を及ぼす範囲が、ジユゴンの沿岸域との往来にどのように影響を及ぼすのかについて、予測調査を行っていない。また、入射音の波などによる伝播の程度と影響の程度を考察していない。	H24.12.18	H24.3.27	オ	航空機騒音の予測計算結果を踏まえて、航空機騒音がジユゴンの沿岸域との往来に及ぼす影響について、予測し記載しました。また、海面に波がある場合の入射音の伝播の変化について音が伝播しやすくなると言られていますが、定量的な知見が得られないため、定性的に考察しました。(p.6-16-264 参照)	H24.12.18	H25.11.29	ジユゴンの遊泳位置によっては、水中音及び作業船の航行による影響があると予測しながら、生息環境としての機能性がないと予測しているとの意見に対し、「ジユゴンの利用頻度の高い範囲に対する影響を予測・評価し、その結果を記載しました。(p.6-16-238～252 参照)	H25.12.10	H25.12.10	工事中ににおける水中音の音圧レベルの予測結果とジユゴンの利用頻度別の生息範囲及び氷位置を包含する範囲に対する影響を予測・評価し、その結果を記載しました。(p.6-16-238～252 参照)	H25.12.17	H25.12.17	
(10)	低周波音の影響について、海域生物全般の影響レベルに関する知見を収集整理し、予測評価を行った結果を記載しました。また、航空機からの低周波音の水中への入射角は、聲音と同様に、入射の絶界角度が約13°のため航行経路下の限られた範囲で低周波音が伝播するが、そのため低周波音が伝播する範囲では低周波音が伝播する可能性はないことがから、その生息地だけでなく、行動域全般での予測評価を行い、環境保全措置を検討する必要がある。	H24.12.18	H24.3.27	カ	低周波音の影響レベルに関する知見を収集整理し、予測評価を行った結果を記載しました。また、航空機からの低周波音の水中への入射の絶界角度が約13°のため航行経路下の限られた範囲で低周波音が伝播するが、その生息地だけでなく、行動域全般での予測評価を行った結果を記載しました。(p.6-16-268～270 参照)	H24.12.18	H25.11.29	ジユゴンの個体及び個体群維持に対する意見に対し、「ジユゴンがこれまで生息している範囲内に生息している場合は、ジユゴンの生態系が、対象環境の実施がジユゴンの生息環境としての機能性や面積を変化させる可能性はなく」と予測された追加調査が、評価書で示された通り、個体Cは、成長に伴って活動範囲が広がり、「これまで確認されている範囲内に生息している場合は、ジユゴンが成り立たないと考えます。また、水中音の状況は、現況から変化することになるため、生息環境としての機能性や面積を変化させられる可能性がある。」	H25.12.10	H25.12.10	個体Cは行動範囲が広く、施設によるため、より慎重な保全措置を講じることになりました。また、個体Aについては、裏陽地先の生息範囲での水中音の音圧レベルの検証や生息範囲を監視し工事を速やかにに施工方法の見直し等の保全措置を講じることを記載しました。(p.6-16-256～257 参照)	H25.12.17	H25.12.17	

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解	埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解			
	項目	不適切事項番号	事業者見解	見解に対する確認及び2次回答
(15) 環境保全措置として、「光を海面に当たないようにマニピュアルを作成して米軍に示すことにより周知する」ことの効果及び実効性が不明である。	H24.12.18 事業者見解	H24.3.27 番号	H24.12.8 項目 環境生活部長意見の不明な点 番号 H25.1.129	項目 環境生活部長意見の不明な点 番号 H25.1.129 項目 見解に対する確認 番号 H25.12.12 項目 見解に対する確認 番号 H25.12.17
(16) ジュゴンが工事中の影響を回避するため沖合に移動する場合、いかない海域へ移動すること自体が、個体に大きなストレスになると予想されるほか、沖合において外敵と遭遇する危険性の増加が懸念される。	H24.2.20 事業者見解	H24.12.18 番号	H24.3.27 事業者見解	オーストラリアにおける船油の速度制限の条件、適用海域の状況について情報収集整理し、記載しました。(p.6-16-284 参照) また、事後調査における目視調査や機器観測による生息調査の結果を示す必要があります。 また、該当事例における船油の大きさ等の比較もなされてない。さらに、ジュゴンの生息位置に係る現状を示す船舶に伝達することによりジュゴンとの接触を回避するなどしているが、伝達の方針等の具体的な内容及び効果の程度を示す必要がある。
(17) 事後調査として、ジュゴンへのリコバータを使って追跡調査を実施することについて、「米軍の運用と関連することから困難な状況である」としているが、具体的な理由が不明である。	H24.12.18 事業者見解	H24.3.27 番号	H24.12.8 項目 環境生活部長意見の不明な点 番号 H25.1.129	オーストラリアにおける船油の速度制限の条件、適用海域の状況について情報収集整理し、記載しました。(p.6-16-284 参照) また、事後調査における目視調査や機器観測による生息調査の結果を示す必要があります。 また、該当事例における船油の大きさ等の比較もなされてない。さらに、ジュゴンの生息位置に係る現状を示す船舶に伝達することによりジュゴンとの接触を回避するなどしているが、伝達の方針等の具体的な内容及び効果の程度を示す必要がある。
(6) ジュゴンが工事中の影響を回避するため沖合に移動する場合、いかない海域へ移動すること自体が、個体に大きなストレスになると予想されるほか、沖合において外敵と遭遇する危険性の増加が懸念される。	H24.12.18 事業者見解	H24.3.27 番号	H24.12.8 項目 環境生活部長意見の不明な点 番号 H25.1.129	ジュゴンの逃避行動を引き起こす可能性のある音圧レベルについて、参考資料より133dB以上としているが、BINガードの基準時間等、資料における詳細な試験結果等が示されておらず、該当事業における実施時の水槽音との条件の違いを踏まえ、海産隔離基準値を参考として、ジュゴンに対する影響を評価基準を設定することを記載しました。(p.6-16-223~226 参照)
(7) 代替施設運用開始後に、飛行経路を含むその周辺で航空機を用いた調査を行うことは危険性が伴うため困難です。	H24.12.18 事業者見解	H24.3.27 番号	H24.12.8 項目 環境生活部長意見の不明な点 番号 H25.1.129	個体Cがこれまでの行動範囲にとどまり、個体Cの行動範囲が大浦湾東側海床までの範囲であることにについて、刃谷古戻りを利用しておらず、施設の存在時における海底消滅による影響に対する個体群が難解でかかるとの予測の根拠が妥当ではないと考える。また、ハッファーソーンについて再検討し、大浦港口部の安部崎と中干瀬との間から大浦湾東岸側に沿った港内にかけての範囲がハッファーソーンと考えられるにとどめました。(p.6-16-256~257 参照)
(8) ジュゴンが工事中の影響を回避するため沖合に移動する場合、これまでにあまり利用していない、海水へ移動すること自体が、個体に大きなストレスになることを考慮した結果を記載しました。(p.6-16-256、257 参照)	H24.12.18 事業者見解	H24.3.27 番号	H24.12.8 項目 環境生活部長意見の不明な点 番号 H25.1.129	工事中の影響がジュゴンに及ぼす影響については、水中音等の予測結果を踏まえて再検討した結果を記載しました。(p.6-16-256、257 参照)

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
原目 不適切事項 番号	事業者見解 H24.2.20	項目 不適切事項 番号	事業者見解 H24.3.27	項目 環境生活部長意見の不明な点 番号	事業者見解 H25.11.29
(9)	事後調査として、ジエゴンのヘリコプターを使って、追跡調査を実施することについて、「米軍の運用と関連することだから困難な状況である」としているが、具体的な理由が示されていない。		代替施設運用開始後に、飛行経路を含むその周辺で航空機が伴うため困難です。		
(10)	海中土木工事における水中音の中音については、浅業工事(3箇所)の主な発生源となる工種として、ケーン式護岸及び海上ヤード、船の「船」投入工事を施工場所と挙げているが、予測対象時期となる1年次3~4ヶ月目においては、それ以外に、焼却埋設岸(4箇所)と中止切堤(2箇所)の基礎砕石投下工事が施工中となっている。また、水中音の発生源となる工種として浅業工事(3箇所)も施工中などしていることから、これらの工事で稼動する作業船も遠まえ、適切な予測・評価を行う必要がある。		1年次3~4ヶ月目ににおける水中音の中音にも追加して予測・評価しました。 なお、焼却埋設岸と中止切堤の基礎砕石投下工事は陸上からクローラークレーンで石材を投入する作業であり、水中への影響はほとんどないと考えられため、予測の対象外としました。 (p.6-16-227~232 参照)		
(11)	作業船による水中音の影響について、大浦港口部から施工区域に至る作業船の航行区間に16隻を均等に配置して予測を行っているが、実際の作業に即した配置により、予測・評価を行う必要がある。		作業船による水中音の影響については、複数の配置パターンを想定して、各パターンでの水中音を予測した結果をもとに、ジュンへの影響を予測・評価した結果を記載しました。(p.6-16-231~236 参照)		
(12)	杭打ち工事等の海上土木工事の施工期において、杭打ち工事の施工箇所が2箇所とした場合、ジユコンへの音圧レベルが約4dB低減されることが示されていることから、そのことを予測の前提として、予測・評価を行う必要がある。		杭打ち工事の施工箇所を2箇所にした場合の水中音を予測した結果をもとに、ジユコンへの影響を予測・評価した結果を記載しました。(p.6-16-238~252 参照)		
(13)	水中音の発生する工事については、最大時刻を追加して水中音のみで予測を行い、最大時の水中音ではなく、長期間に亘って工事の水柱が発生することによる影響についての予測結果と合わせて、長期間に亘る影響を予測・評価した結果を記載しました。(p.6-16-227~232 参照)		予測時期を追加して水中音のみで予測を行った結果と合わせて、長期間に亘る影響を予測・評価した結果を記載しました。(p.6-16-227~232 参照)		

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解				埋立承認申請に対する知事意見及び事業者見解	見解に対する確認及び2次回答
項目	不適切事項	事業者見解	項目	環境生活部長意見の不明な点	項目
番号		H24.2.20	H24.12.18	事業者見解	見解に対する確認
(14)	海中(二大規模である鋼管矢板 （φ1400mm）、鋼管杭（φ800mm、φ1000mm）を打ち込む抗打ち工事の施工方法は、ハンマーによる打撃工法を前提に予測評価がなされているが、その発生状況、及び振動がジユコンに与える環境影響について、最大限配慮したものか検討結果が示されていない。事業者は構造的な環境対策型の導入を図り環境全般措置を講じる」としていることから、低振動工法や無振動工法（オーガー併用工法）などの環境対策型の施工方法について十分な検討を行い、慎重に選定する必要がある。	H24.3.27	H24.12.18	鋼管矢板等の打設について現在用いられている方法としては、打撃ハシマーワーク法、パイプローラーによる打撃工法、ハンマーによる打撃工法は、ハンマーによる打撃工法を前提に予測評価がなされているが、その発生状況、及び振動がジユコンに与える環境影響について、最大限配慮したものか検討結果が示されていない。事業者は構造的な環境対策型の導入を図り環境全般措置を講じる」としていることから、低振動工法や無振動工法（オーガー併用工法）などの環境対策型の施工方法について十分な検討を行い、慎重に選定する必要がある。	項目 H25.11.29 番号 H25.12.10 項目 H25.12.12 番号 H25.12.17
(15)	水中音の予測については、「障壁条件としてリーフ等の地形を設定した」とあるが、この仮想障壁設定の難度によつては、予測の結果を大きく左右する可能性があるため、その特性については、慎重な実測調査や仮想障壁設定の妥当性について検証を加える必要がある。	H24.3.27	H24.12.18	工事前の段階において、予測した水中音の測定状況や仮想障壁設定の妥当性を検証することには困難ですので、抗打ち工事等の着手時に水中騒音を測定し、予測との比較を行い検証するなどして対応をすることを記載しました。 (p.6-16-251、257 参照)	項目 H25.11.29 番号 H25.12.10 項目 H25.12.12 番号 H25.12.17
(16)	水中音の予測について、作業船の隻数は、海上工事のビーカー時において54隻などついては、その具体的な配筋や作業船が航行する新路が示されていないため、ジユコンに及ぼす影響の回数が可能とは言えない。また、ジユコンが回遊行動などする場合に影響が懸念される大浦港に設置の刺網との位置関係についても具体的に示したうえで、予測の准确性・妥当性について示す必要がある。	H24.3.27	H24.12.18	作業點の54隻は、夜間に停泊する作業船のビーカー時のみの予測示したもののです。水中音の予測にあたっては、抗打ち工事等の海上中土木工事に施工位置を具体的に示すとともに、作業船の航行する新路を示し同時に稼動する隻数を示すことにしました。 (p.6-16-232～236 参照)	項目 H25.11.29 番号 H25.12.10 項目 H25.12.12 番号 H25.12.17

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生活部長意見及び事業者見解	
事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目	不適切事項 番号	事業者見解 H24.12.18	項目 環境生活部長意見の不明な点 番号
(17)	予測において、環境保全措置として折打工事の施工箇所数を減らすとしているが、その具体的な内容、施工箇所数を減じた場合の低減の程度を示す必要がある。また、環境保全措置として、ジュゴンの接近が確認された場合には水中音を差しする工事を一時的に休止するとしているが、陸高台からの監視で確実に確認できるのかどうか実物性が明らかにする必要がある。さらに、監視船により確認するとしているが、監視船の航行自体によるジュゴンへの影響も検討する必要がある。	折打工事の施工箇所数を減じた場合の水中音の低減効果について予測し、結果を記載しました。(p.6-16-227～252 参照) また、ジュゴンの監視方法については見直しを行い、航空機からの確認調査や鳴声の際にによる監視システム等の導入を検討し、記載しました。(p.6-16-279～282 参照)	項目 環境生活部長意見の不明な点 番号 H25.11.29
(18)	過去に辺野古地先海城もジュゴンの生息域であったことについては記載されているが、事業者が環境調査の結果において利用が確認されていないことをもつて影響海域がジュゴンの生息域である可能性については検討されおらず、その可能性を否定する根拠を示す必要がある。	辺野古地先海城がジュゴンの生息域である可能性も含めて、辺野古地先海城の海草藻場を利用する可能性について再検討しました。(p.6-16-259 参照)	項目 環境生活部長意見の不明な点 番号 H25.12.10

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する環境生長部長意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答	
項目 不適切事項 番号	事業者見解 番号	項目 不適切事項 番号	事業者見解 番号	項目 見解に対する確認 番号	項目 見解に対する確認 番号
H24.2.20	H24.12.18	第1 基礎計画の内容について	H24.3.27	H25.11.29	H25.12.10
		2 埋立土砂について			
(1)	該当なし	16 土壌汚染について	(1)	16 土壌汚染	(1)
		埋立等に使用する土砂について、現状点ににおける調査計画を評議書に記載しました。	土壌汚染の予測・評価に當たっては、文獻やこれまで地盤に基づき、汚染の可能性を判断しています。	「土壤汚染の予測・評価に當たっては、文献やこれまで余の可能性を判断していくままであります。」に記載して、辺野古ダム周辺の埋立土砂供給区域においては、土壤汚染の可能性があると判断されています。施設は確認されていません。補正した埋立承認権書においては、埋立土砂供給区域及び空港島切土部分の6万tの土壌の分析調査を行ない、環境基準を超える汚染物質が含まれていないことを確認しています。	
		埋立土砂の調達計画について、現状点における調査計画を評議書に記載しました。(p.2-30 参照)	土壌汚染の予測・評価に當たっては、文獻やこれまで地盤に基づき、汚染の可能性を判断しています。	また、施工に当たっては、土壤汚染対策法等の関係法令に基づき、適切に調査を実施することとしています。	
		では、「沖縄本島の影響による現況の施設周辺において、工事前に土壤汚染調査を実施」としているが、現在ある建築物のみでなく、対象地の土地の過去の使用履歴等も踏まえて、汚染の可能性について判断したのが不明白であり、予測の不確実性の程度が大きい。	土壌汚染の予測・評価に当たっては、文獻やこれまで地盤に基づき、汚染の可能性を判断しています。	また、施工に当たっては、土壤汚染対策法等の関係法令に基づき、適切に調査を実施することとしています。	
		（2）埋立土砂の調達計画について、現状点における調査計画を評議書に記載しました。	土壌汚染の予測・評価に當たっては、文獻やこれまで地盤に基づき、汚染の可能性を判断しています。	また、施工に当たっては、土壤汚染対策法等の関係法令に基づき、適切に調査を実施することとしています。	
		では、「沖縄本島の影響による現況の施設周辺において、工事前に土壤汚染調査を実施」としているが、現在ある建築物のみでなく、対象地の土地の過去の使用履歴等も踏まえて、汚染の可能性について判断したのが不明白であり、予測の不確実性の程度が大きい。	土壌汚染の予測・評価に當たっては、文獻やこれまで地盤に基づき、汚染の可能性を判断しています。	また、施工に当たっては、土壤汚染対策法等の関係法令に基づき、適切に調査を実施することとしています。	
		（3）埋立土砂の調達計画について、現状点における調査計画を評議書に記載しました。	土壌汚染の予測・評価に當たっては、文獻やこれまで地盤に基づき、汚染の可能性を判断しています。	また、施工に当たっては、土壤汚染対策法等の関係法令に基づき、適切に調査を実施することとしています。	
		では、「沖縄本島の影響による現況の施設周辺において、工事前に土壤汚染調査を実施」としているが、現在ある建築物のみでなく、対象地の土地の過去の使用履歴等も踏まえて、汚染の可能性について判断したのが不明白であり、予測の不確実性の程度が大きい。	土壌汚染の予測・評価に當たっては、文獻やこれまで地盤に基づき、汚染の可能性を判断しています。	また、施工に当たっては、土壤汚染対策法等の関係法令に基づき、適切に調査を実施することとしています。	
		（4）埋立土砂の調達計画について、現状点における調査計画を評議書に記載しました。	土壌汚染の予測・評価に當たっては、文獻やこれまで地盤に基づき、汚染の可能性を判断しています。	また、施工に当たっては、土壤汚染対策法等の関係法令に基づき、適切に調査を実施することとしています。	
		では、「沖縄本島の影響による現況の施設周辺において、工事前に土壤汚染調査を実施」としているが、現在ある建築物のみでなく、対象地の土地の過去の使用履歴等も踏まえて、汚染の可能性について判断したのが不明白であり、予測の不確実性の程度が大きい。	土壌汚染の予測・評価に當たっては、文獻やこれまで地盤に基づき、汚染の可能性を判断しています。	また、施工に当たっては、土壤汚染対策法等の関係法令に基づき、適切に調査を実施することとしています。	
		（5）埋立土砂の調達により、環境への影響がないようにするが、供給元における環境配慮を確認すること以外にも、例えは、埋立現場において受け入れ時に、埋立土砂中の外來動植物混入の有無について目視検査や土壤汚染などを探査するなども考えられるが、そのような措置についての記述はない。	埋立土砂の調達により、環境への影響がないようにするが、供給元における環境配慮を確認すること以外にも、例えは、埋立現場において受け入れ時に、埋立土砂中の外來動植物混入の有無について目視検査や土壤汚染などを探査するなども考えられるが、そのような措置についての記述はない。	埋立土砂に対する免許権者意見第1-2-(1)において、埋立土砂による埋立地への土壤汚染について6ヶ所の土壤汚染調査を実施し、汚染がないことを確認しては、購入先が決定していないことから、環境保全図書第2章に記載しているとおり、土砂調達に当たっては、当該土砂か、土壤汚染基準に適合していことを先注仕合せない土砂であることを確認することとしています。	試験等の頻度については、土砂採取場ごとに年1回を基本とし、採取場所の範囲や土質の変化等により、必要な追加的に行なわれることを示すことがあります。

環境影響評価書(飛行場事業)に対する知事意見及び事業者見解		埋立承認申請に対する知事意見及び事業者見解		見解に対する確認及び2次回答		
項目 番号	不適切事項 H24.2.20	事業者見解 H24.12.18	項目 番号	不適切事項 H24.3.27	事業者見解 H24.12.18	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">該当なし</div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">該当なし</div>	
18	米軍基地から派生する環境問題への対応について	(1) 環境生活部長意見の不明な点	H25.11.29	項目 番号	見解に対する確認 H25.12.12	
		米軍は、公有水面埋立による施設・区画に起因する環境問題等を、その周辺住民の生活環境等に与える重要な問題には、公衆の安全に及ぼす影響を考慮する際には、公衆の安全に妥当な考慮を払うことは当然であると認識しています。		H25.12.10	項目 番号	
		環境保護会及び安全のための米軍の取組については、平成12年9月の「2+2」における「環境原則に関する共同発表」[1]において、「環境法令が適用されないものの、日本環境管理基準（JEGR）に基づいた環境保全対策等が行われているとされる限り、その運用実態を厚や關係市町村が確認する仕組みがない。また、米軍は、その周辺地盤の環境保全について、周辺地盤の環境問題が発生した場合は、県や關係市町村の立入及び迅速な環境調査を行うことが困難となつて、さらには、平成8年に「業手柄飛行場及び天間飛行場における航空機騒音規制措置」が日米合同委員会において合意された後も、西飛行場周辺地盤においては、航空機騒音による環境基準を達成できない状況が続いていることにより、米軍基地から派生する環境問題の未然防止と米軍基地周辺地盤の生活環境及び自然環境の保全について万全を期すべきであると考える。		H25.12.12	見解に対する確認 H25.12.17	
		当該事業は、公有水面埋立による施設・区画が、既存の米軍基地の運用に影響を及ぼすと、当該代替施設が供用された後に、米軍に用いられる環境保全措置等が適切かつ確実に実施されるとは考えられない。				
		既存の米軍基地においては、本邦の環境法令が適用されないものの、日本環境管理基準（JEGR）に基づいた環境保全対策等が行われているとされる限り、その運用実態を厚や關係市町村が確認する仕組みがない。また、米軍は、その周辺地盤の環境問題が発生した場合は、県や關係市町村の立入及び迅速な環境調査を行うことが困難となる。さらに、平成8年に「業手柄飛行場及び天間飛行場における航空機騒音規制措置」が日米合同委員会において合意された後も、西飛行場周辺地盤においては、航空機騒音による環境基準を達成できない状況が続いていることにより、米軍基地から派生する最も大きな環境問題の一つとなっている。				
		このようだから、事業者である国は、米国政府と「環境特別協定（仮称）」を締結するなどの実効性のある方法により、米軍基地から派生する環境問題を達成せざるを得ない状況が続いている。				
		代替施設を利用する米軍機は、周辺地域上空の飛行を回避するようにならざるものと承知していますが、周辺住民の生活環境に与える影響が量小限のものとなるように、周辺住民から苦情等がないとともに、周辺住民から苦情等があつた場合には、米軍に対し、周辺住民の照会や改善の申し入れを行ない、周辺住民の生活環境への配慮を強く働きかけてまいります。				